



新株式発行並びに株式売出届出目論見書
2020年2月

アディッシュ株式会社

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式219,580千円（見込額）の募集及び株式74,120千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式32,700千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2020年2月19日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

アディッシュ株式会社

東京都品川区西五反田一丁目21番8号



MISSION

つながりを常によろこびに Delight in Every Connection

ソーシャルメディアやコミュニケーションサービス等の多様化・発展によってもたらされた「つながり」は、人と人がつながるからこそ起きる新たな問題を生み、ときには社会問題のような大きな課題に発展することもあります。「つながり」から生じる課題を解決することを通じて、「つながり」が「よろこび」であり続けられる世の中の実現を目指しております。



VISION

As in Your Hometown

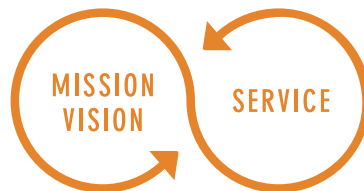
情報技術の発展により、人と人とのやりとり、生活、コミュニティや社会のあり方が大きく変化しています。一方で、個人がアクセスできる情報の質や種類、量は立場や経験により大きく異なっており、同じ情報であっても、皆が同じようにアクセスでき、同じように感じるわけではありません。このような時代において、インターネットを通じた社会が、利用者にとって健全で心地よい「居場所」となるよう貢献していきたいと考えております。

HISTORY

当社は、2014年10月に、株式会社ガイアックスの100%子会社として設立されました。

当社グループが提供するカスタマーリレーション事業は、創業以来の事業推進者である代表取締役江戸浩樹が株式会社ガイアックスに在籍していた2007年より創出された事業であり、コミュニティサイトの投稿監視サービス「コミュニティパトロール(現 インターネットモニタリング)」、学校非公式サイト・ネットいじめ対策コンサルティングサービス「スクールガーディアン」、ソーシャルアプリのカスタマーサポート代行サービス「ソーシャルアプリサポート」を提供してまいりました。

その後、事業拡大のスピードアップを図るため、2014年10月に「コミュニティパトロール」「スクールガーディアン」「ソーシャルアプリサポート」の3サービスを株式会社ガイアックスから新設分割により承継し、アディッシュ株式会社(資本金3,000万円)を東京都品川区に設立しております。又、2018年1月に株式会社ガイアックスによる当社株式の一部譲渡及び当社による第三者割当増資が実施されたことを機に株式会社ガイアックスの所有割合が65.5%となりました。又、当社代表取締役である江戸浩樹、当該第三者割当増資の引受人及び株式会社ガイアックスとの間で、株式会社ガイアックスにおける当社株式の保有目的を純投資とする旨の株主間契約を締結いたしました。株式会社ガイアックスは当社について、企業会計基準適用指針第22号第16項の要件を満たしており、株式会社ガイアックスが当社に対し財務及び営業、又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができなくなったことから、当社グループは、株式会社ガイアックスにおける2018年12月期第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外されました。これに伴い、株式会社ガイアックスの属性は親会社から主要株主に変更となっております。



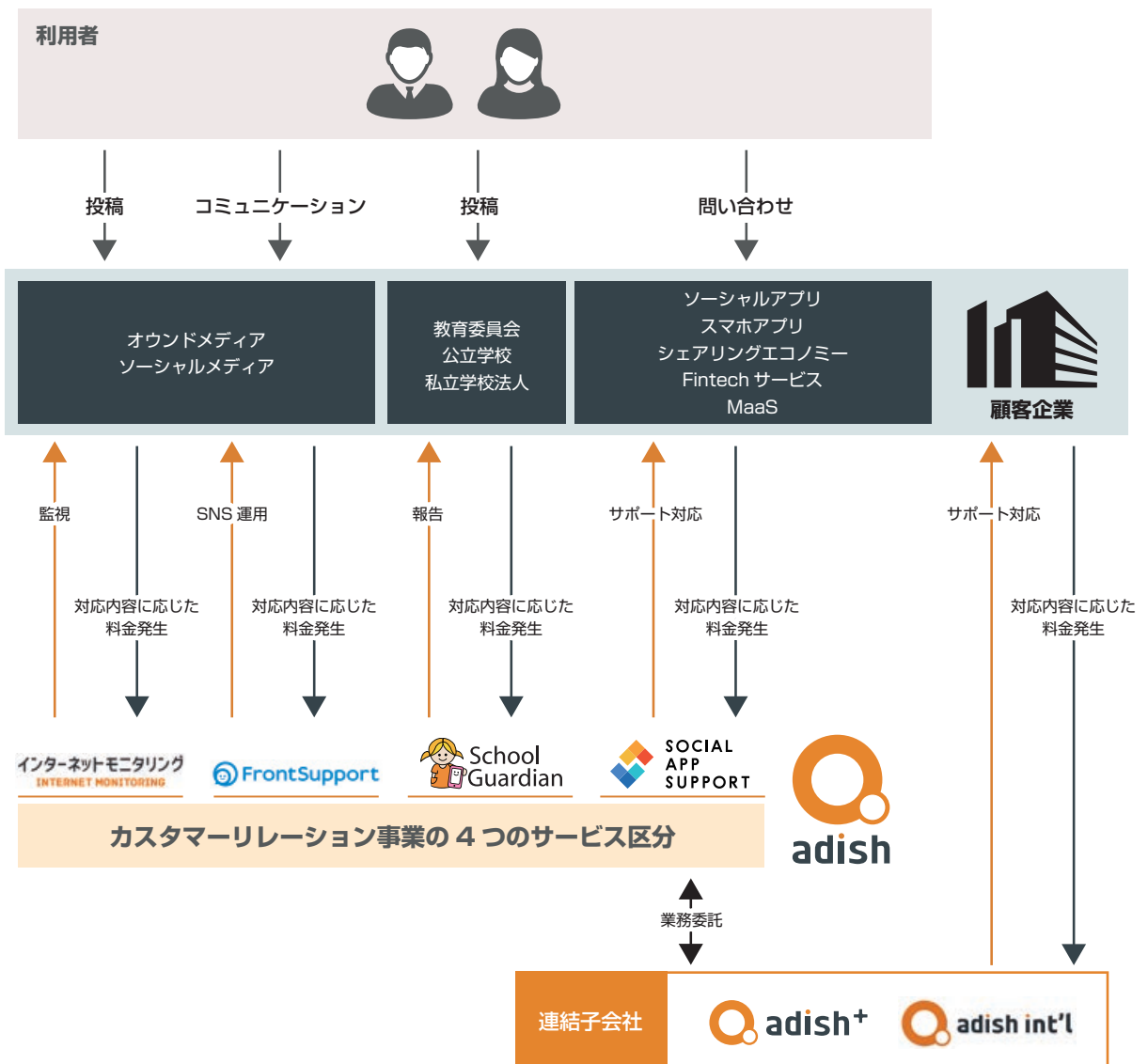
1. 事業の概要

当社グループは、当社(アディッシュ株式会社)と連結子会社2社(アディッシュプラス株式会社、adish International Corporation)により構成されており、ソーシャルメディア(注1)やコミュニケーションサービス(注2)等を介して、人と人がつながるからこそ起きる課題を解決し、利用者にとって健全で心地よい「居場所」をつくることを目的とした「カスタマーリレーション事業」を提供しております。

現在、インターネット関連産業では、SNSやブログ等のソーシャルメディア、ソーシャルアプリ(注3)やスマートフォンアプリに加え、シェアリングエコノミー(注4)、Fintech(注5)、MaaS(注6)といった領域が急成長しております。これらの領域に属するサービスが発展することにより、スマートフォン等の端末を通して人と人がつながり、インターネット上でコミュニケーションを図ることが容易になっている一方で、社会通念上不適切と思われる書き込みや行為による被害が急増しています。

当社グループは、インターネットの発展に伴って拡大するこれらの課題を解決する事業を展開しており、人と人のつながりあるいは人と企業等のつながりを支援し、インターネットを通じた社会が、健全で心地よいものとなるよう貢献していきたいと考えております。

「カスタマーリレーション事業」は以下の4つのサービスに区分しております。なお、当社グループは「カスタマーリレーション事業」の単一セグメントとなります。



(注)
1. 「ソーシャルメディア」とは、インターネット上で不特定多数の人が双方向でコミュニケーションをすることで、情報共有及び情報の拡散が発生するメディアのことです。
2. 「コミュニケーションサービス」とは、インターネット上で利用者が投稿する文章、画像、映像、音声等の様々なコンテンツを通してコミュニケーションを取ることができるサービスのことであります。
3. 「ソーシャルアプリ」とは、SNS等のソーシャルメディア上で利用できる、利用者同士の繋がりや交流関係を機能に活かしたWebアプリケーションのことであります。
4. 「シェアリングエコノミー」とは、主にインターネット上のプラットフォームを介して、遊休資産(スキルのような無形のものも含む)の貸出や利用するサービスにより構成される経済圏を指します。
5. 「Fintech」とは、金融を意味する「Finance」と、技術を意味する「Technology」を組み合わせた造語です。ICTを駆使した革新的、あるいは破壊的な金融商品・サービス自体及びその潮流を意味しています。
6. 「MaaS」とは、Mobility as a Serviceの略称で、マイカー以外のすべての交通手段による移動をひとつのサービスとして捉え、シームレスにつなぐ、新たな移動の概念であります。

カスタマーリレーション事業の4つのサービス区分

01 ソーシャルアプリサポート



10ヵ国語以上でカスタマーサポートを代行

利用者からのお問い合わせを、顧客企業に代わって対応するカスタマーサポートサービスであります。主な顧客企業は、アプリあるいはサイトの運営企業であります。電話、メール及びチャットを利用したカスタマーサポートに対応しております。海外市場に向けてサービス展開をしている顧客企業にも幅広くサポートするために、当社は10ヵ国語以上の言語に対応しております。

当社は、ソーシャルゲーム、シェアリングエコノミー、Fintech、MaaSといった業界に特化したカスタマーサポートを得意としております。この業界の特徴は、非常に早い速度で開発がなされ、毎週のようにサービスがアップデートされることです。また、利用者間でコミュニケーションが取れたり、サービスを提供し合ったりすることが可能であり、従来のあらかじめ定めた回答を行うという方法では、利用者の不明点や不満を即時解決することが難しいという課題が起きております。

当社では、このような業界が抱えるカスタマーサポートの課題に添えていくため、システムを独自に開発し、顧客企業に提供しております。当社だけでは判断ができません。

お問い合わせについては、顧客企業と連携して協議や判断を仰ぐ必要があり、当社のシステムを介して効率的に運用できるようにしております。様々なお問い合わせを整理し、顧客企業及び当社内の情報共有を確実かつ迅速に行うことで対応の質とスピードを両立させております。

02 インターネットモニタリング

インターネットモニタリング INTERNET MONITORING



24時間体制のモニタリングルームの様子

利用者の行う投稿を24時間365日体制でモニタリングし、不適切なものが発見された場合に、注意、報告、警告、非表示化等の対応を行うサービスであります。

インターネットモニタリングには2種類が存在します。1つは利用者による投稿機能のあるオウンドメディア(注7)を対象としたモニタリングであります。主な顧客企業は当該オウンドメディアの運営企業であり、当該オウンドメディアが利用者にとって健全で心地よい場となる支援を行います。顧客企業は適切なコミュニケーションが行われることを求めています。一方で、違法行為、誹謗中傷、自殺助動、出会い目当て、個人情報流布、残虐・暴力的、卑猥・猥雑等、一部の利用者により、不適切な内容にあたる投稿がされることがあります。このような投稿はオウンドメディアの利用者に不快感を与え、利用者による継続的なコミュニケーション及び当該オウンドメディアの健全な成長を阻害します。そこで当社グループでは、そのような投稿に対するモニタリングを実施し、注意、報告、警告、非表示化等の対応を行っております。単に投稿のモニタリングを実施するのではなく、利用者が継続して

コミュニケーションできる場に向くために、監視基準の設計専門担当者により顧客企業ごとの基準設計を行い、顧客企業が理想とする体制の実現をサポートしております。さらに、当該オウンドメディアと当社モニタリングシステムをAPI連携(注8)させ、システム連携を図ることで、複数のオウンドメディアの投稿モニタリング業務を同一のシステム上で行うことが可能なことから、効率的なモニタリングを実施することができます。

オウンドメディアを対象としたモニタリングの他に、利用者へ提供されるサービス形態の多様化に伴い、リアルタイムにコメントが投稿されるライブ配信動画に対するモニタリング、決済サービス提供事業者・決済サービス導入事業者向け不正決済対策業務、利用者が本人であるかどうか登録情報を照合する本人確認業務、キュレーションメディア等の情報配信サイトの運営者を対象に記事校正・校閲を代行する記事審査業務、顧客企業が保有するテキストや画像等のデータに対して分類及びラベル付けをするアノテーション業務等を提供しております。

もう1つの形態は、ソーシャルメディアを対象としたモニタリングです。顧客企業の社名、商品名、サービス名、ブランド名等のキーワードで検索し、抽出された投稿について、顧客企業の課題に沿う形で分類、レポートにまとめ報告するソーシャルリスニング業務であります。ソーシャルメディア上では、利用者によって商品やサービスについての様々な投稿が行われております。それらの情報を確認し、製品開発やマーケティングに活かしていきたい企業が顧客となります。また、炎上対策を目的とする顧客企業もあります。

(注)

- 「オウンドメディア」とは、自社で発行の広報誌やパンフレット、インターネットの自社ウェブサイト・ブログ等、企業や組織自らが管理・運営し、情報を発信するメディアのことであります。
- 「API連携」とは、Application Programming Interfaceの略称で、プログラムからソフトウェアを操作するためのインターフェースのことであります。

03 スクールガーディアン



学校生活上の課題となり得るネットいじめの可能性がある書き込みやインターネットでの個人情報流出をモニタリングして生徒指導に活かしていくコンサルティングサービスであります。

主な顧客は、各都道府県教育委員会または公立学校、私立学校法人です。当該学校に関連すると思われる書き込みを目視でモニタリングを実施、当社の定めるリスクレベル別に分類し、問題のある内容が発見された場合に、レポートにまとめて報告しております。また、「スクールサイン」というサービス名称にて、各学校及び自治体用に匿名で通報ができるウェブサービスを提供し、いじめに関する通報や相談を受けております。生徒指導に活かせる可能性のある書き込みが発見された場合は、学校関係者、教育委員会関係者、状況によっては警察とも連携し、それら関係者の方を通じて、生徒への指導等を行うことで、学校生活上の課題解決を支援しております。

その他、ソーシャルメディアやコミュニケーションサービスを健全かつ有効に活用できるよう、子どもはもちろん、教員や保護者等周囲の大人の意識向上を促す啓発講演活動も継続的に実施し、子どもが健全にソーシャルメディアを活用できる環境づくりを目指しています。



生徒向け講演活動の様子

04 フロントサポート



企業がソーシャルメディアを活用して利用者に能動的に働きかけることで、利用者とのつながりを維持、向上させ、ファンコミュニティ(注9)を形成していくためのサービスであります。

昨今、企業がソーシャルメディアの公式アカウントを作成し、情報を発信したり、利用者と直接コメント等を交わすことで、利用者との関係性の強化を図っております。具体的には、顧客企業が抱える課題あるいは求める目的に対して、公式アカウントの戦略設計を行い、情報発信する記事の企画、作成、配信及びコメント返信対応を行っております。加えて、インターネットモニタリングで培った技術を活かし、企業名、商品名、サービス名及びブランド名等のキーワードを用いてソーシャルメディアの投稿を検索し、利用者に対して能動的にコメントを行う等、ファンコミュニティの形成を支援しております。

また、企業と利用者との関係性の強化をするために、自社のウェブサイト等にチャット(注10)やチャットボット(注11)を設置し、利用者が抱える課題の即時解決を図ろうとする企業が増えており、このような新しい動きに応えるために、インターネットモニタリング、カスタマーサポートの技術及び知見を活かしたチャットボットサービスである「hitobo」を提供しております。顧客企業は、よくある質問とその回答を「hitobo」にアップロードするだけで、手軽に自社のウェブサイト等にチャットボットを設置することが可能であります。従来であれば、カスタマーサポート体制を敷く必要がありましたが、チャットボットを設置することで、利用者が抱える課題の即時解決を図り、利用者の満足度の向上を支援しております。



企業のソーシャルメディア活用を支援

(注)

9. 「ファンコミュニティ」とは、特定のサービスや製品等に対して熱狂的な愛好者が形成するコミュニケーションネットワークの総称と定義しております。

10. 「チャット」とは、リアルタイムに複数の人が文字を入力してテキストを通じて会話を交わすことができるシステムを意味しています。

11. 「チャットボット」とは、テキストや音声を通じて会話を自動的に行うプログラムのことでもあります。

2. 事業戦略

経営環境

当社グループが提供するカスタマーリレーション事業は、ビジネスプロセスアウトソーシング(BPO)(注1)市場に属しており、2022年度の国内非IT系BPO市場は1兆8,021億円(事業者売上高ベース)に達すると予測されております(注2)。このうち、当社グループのカスタマーリレーション事業においてサービスを提供している主な事業領域は、ソーシャルメディア領域、ソーシャルアプリ領域、シェアリングエコノミー領域、Fintech領域、MaaS領域であります。当社グループの顧客企業が属するシェアリングエコノミー領域では、国内シェアリングエコノミー市場規模(資産・サービス提供者と利用者の間の取引金額ベース)が2018年度において1兆8,874億円と推計されており、現状のペースで成長した場合は、2025年度には3兆6,833億円に到達すると予測されております(注3)。またFintech領域においても大きな成長が見込まれ、2022年度の国内Fintech市場規模(Fintech系ベンチャー企業売上高ベース)は1兆2,102億円に達すると予測されております(注4)。加えて、当社グループが注視しているMaaS領域においては、国内MaaS市場規模は2025年には2兆1,042億円に達すると予測されております(注5)。このように当社グループがサービスを提供し得意としている事業領域においては、今後も顧客企業の属する市場のさらなる拡大が見込まれており、市場拡大とともにカスタマーリレーション事業の需要拡大が見込まれる経営環境となっております。

経営戦略

当社グループは、創業間もないスタートアップ企業から、時価総額1,000億円を超える大手企業まで幅広くサービスを提供し安定的な成長を続けております。今後のさらなる成長に向け、当社の得意とする事業領域に引き続き重点を置き、各事業領域におけるサービス提供ノウハウを集約することで、顧客企業に対しより最適かつ最新のサービスを提供してまいります。

また、重点事業領域において事業を展開している顧客企業に対し、顧客企業のサービスの初期段階からカスタマーリレーションにおけるパートナー企業として当社グループのサービスを提供することで、顧客企業のサービス成長に寄与し、当社グループの付加価値をより一層高めてまいります。

継続的な成長に向けた取り組み

市場環境の変化に対応した価値提供

インターネット上では次々と新しいサービスが提供されており、それらに対応した新しい価値を提供しつづけることが当社グループの成長において重要であると考えております。当社グループはインターネット上で新たに発生する課題を随時リサーチしながら、サービス開発を進めてまいります。

人材の獲得

当社グループの継続的な成長には、当社グループの企業理念に共感し高い意欲を持った人材の確保、並びにその育成が重要であると認識しております。そのため、社員の紹介による採用の促進や採用PR活動を通して当社グループの認知を高めるとともに、社員ひとりひとりがそれぞれのキャリア構築ができることを目的としたタレントマネジメントに取り組んでまいります。また、当社グループでは、各サービスを提供していく上で、多数のオペレータースタッフを雇用しておりますが、労働人口の減少に伴い人材獲得における競争が高まっております。採用活動のさらなる高度化を図るとともに、従業員が働きやすい環境基盤の整備を一層強化してまいります。

技術の革新

当社グループは、人の目による精度の高いサービス提供を中心に行ってまいりましたが、昨今のAI(注6)やRPA(注7)等による自動化が広がりつつあり、これらを活用した業務プロセスの効率化が求められております。当社グループはそのための技術研究開発を行っており、継続して推進してまいります。

(注)

1. 「ビジネスプロセスアウトソーシング(BPO)」とは、業務プロセスの効率化を目的として、企業が社内の業務の一部を外部に委託することを表す言葉であります。
2. 出典: BPO(ビジネスプロセスアウトソーシング)市場の実態と展望 2018-2019(矢野経済研究所調べ)
3. 出典: シェアリングエコノミー市場調査 2018年版(情報通信総合研究所調べ)
4. 出典: 2019 FinTech市場の実態と展望(矢野経済研究所調べ)
5. 出典: 2019年度版 MaaS市場の実態と将来予測 - サービス化する自動車産業1 市場分析編-(矢野経済研究所調べ)
6. 「AI」とは、Artificial Intelligenceの略で人工知能を指し、人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したものです。
7. 「RPA」とは、Robotic Process Automationの略で、ホワイトカラーのロボットによる業務の効率化・自動化の取り組みを表す言葉です。

3. 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

(単位:千円)

回次 決算年月	第1期 2014年12月	第2期 2015年12月	第3期 2016年12月	第4期 2017年12月	第5期 2018年12月	第6期 第3四半期 2019年9月
(1)連結経営指標等						
売上高				1,907,461	2,160,050	1,804,864
経常利益又は経常損失(△)				△31,558	44,567	74,711
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)				△21,185	35,928	48,441
包括利益又は四半期包括利益				△17,505	29,072	47,718
純資産額				3,649	187,722	235,440
総資産額				552,561	630,173	705,940
1株当たり純資産額 (円)				2.85	130.73	-
1株当たり当期(四半期)純利益 又は1株当たり当期純損失(△) (円)				△20.37	25.15	33.74
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益 (円)				-	-	-
自己資本比率 (%)				0.7	29.8	33.4
自己資本利益率 (%)				-	37.5	-
株価収益率 (倍)				-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー				1,746	41,652	-
投資活動によるキャッシュ・フロー				△43,307	△14,469	-
財務活動によるキャッシュ・フロー				116,236	33,000	-
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高				240,517	296,215	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)				259 (284)	264 (332)	- (-)

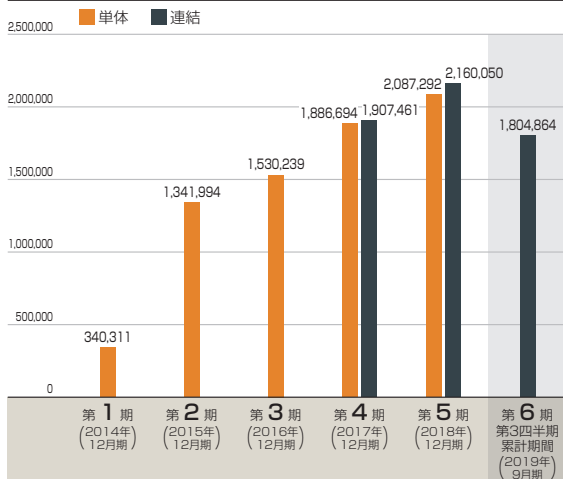
回次 決算年月	第1期 2014年12月	第2期 2015年12月	第3期 2016年12月	第4期 2017年12月	第5期 2018年12月	第6期 第3四半期 2019年9月
(2)提出会社の経営指標等						
売上高	340,311	1,341,994	1,530,239	1,886,694	2,087,292	
経常利益又は経常損失(△)	8,808	△20,508	8,490	△48,253	99,190	
当期純利益又は当期純損失(△)	6,455	△19,256	6,617	△60,449	81,927	
資本金	30,000	30,000	30,000	35,618	80,000	
発行済株式総数 (株)	100,000	100,000	100,000	128,090	143,590	
純資産額	59,317	40,060	46,677	△3,566	233,361	
総資産額	298,081	285,516	355,633	543,271	666,458	
1株当たり純資産額 (円)	593.17	400.61	466.78	△2.78	162.52	
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	64.56	△192.56	66.17	△58.12	57.34	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-	
自己資本比率 (%)	19.6	13.7	12.8	-	35.0	
自己資本利益率 (%)	11.7	-	15.4	-	71.3	
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-	
配当性向 (%)	-	-	-	-	-	
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	46 (38)	53 (35)	65 (34)	121 (244)	131 (290)	

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 第1期、第3期、第5期及び第6期第3四半期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
 3. 第2期及び第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、又、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
 4. 第4期(連結)の自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
 5. 第4期(単体)の自己資本比率及び自己資本利益率は、債務超過であるため記載しておりません。
 6. 第2期の自己資本利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。
 7. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
 8. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当実績がないため記載しておりません。
 9. 当社は、2014年10月1日に株式会社ガイアックスより新設分割にて設立のため、第1期(2014年12月期)は2014年10月1日から2014年12月31日までの3ヵ月間となっております。
 10. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
 11. 第4期及び第5期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、第6期第3四半期の四半期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査及び四半期レビューを受けております。なお、第1期、第2期及び第3期については、「会社計算規則」(2006年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。又、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づきEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
 12. 当社は、2019年11月13日開催の取締役会決議により、2019年12月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
 13. 第6期第3四半期における売上高、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益、四半期包括利益及び1株当たり四半期純利益については、第6期第3四半期連結累計期間の数値を、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第6期第3四半期連結会計期間末の数値を記載しております。
 14. 当社は、2019年12月12日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。
 そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)」の作成上の留意点について(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
 なお、第1期、第2期及び第3期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次 決算年月	第1期 2014年12月	第2期 2015年12月	第3期 2016年12月	第4期 2017年12月	第5期 2018年12月
提出会社の経営指標等					
1株当たり純資産額 (円)	59.32	40.06	46.68	△2.78	162.52
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	6.46	△19.26	6.62	△58.12	57.34
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

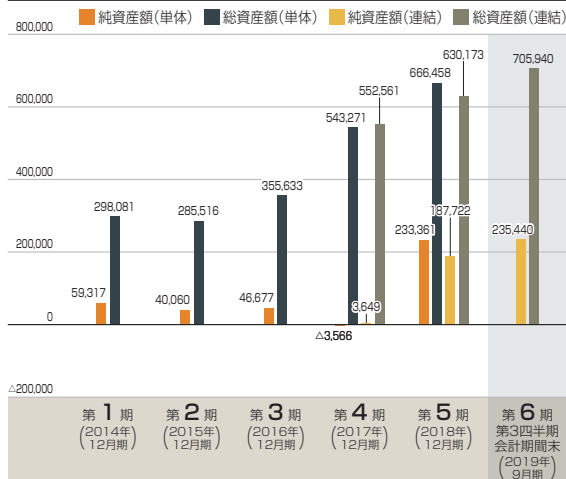
売上高

(単位:千円)



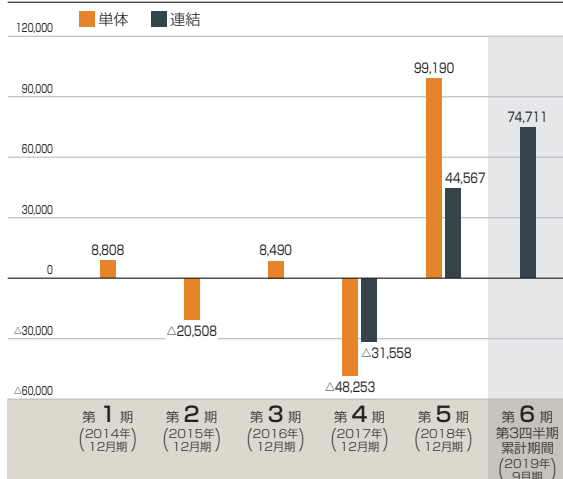
純資産額 / 総資産額

(単位:千円)



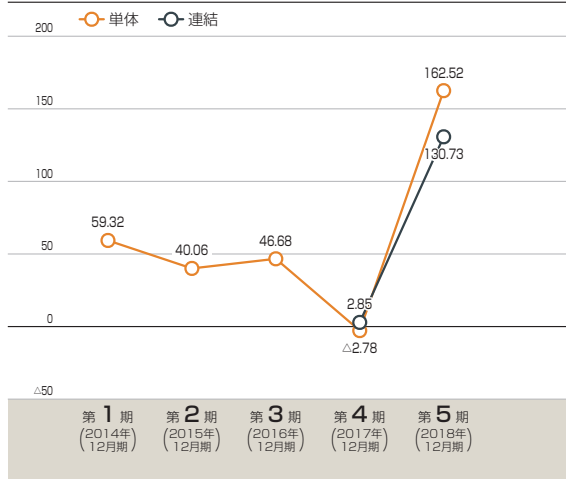
経常利益又は経常損失(△)

(単位:千円)



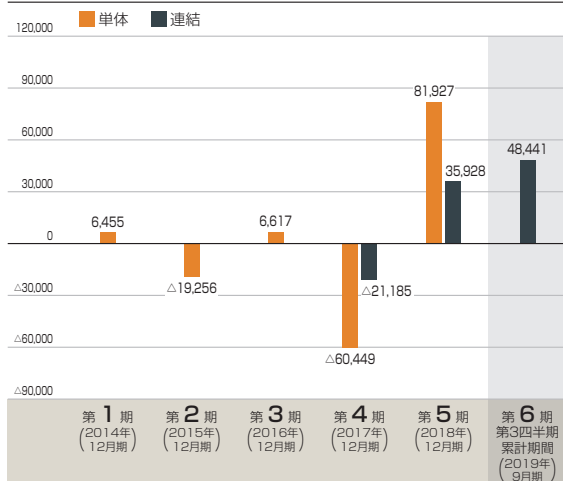
1株当たり純資産額

(単位:円)



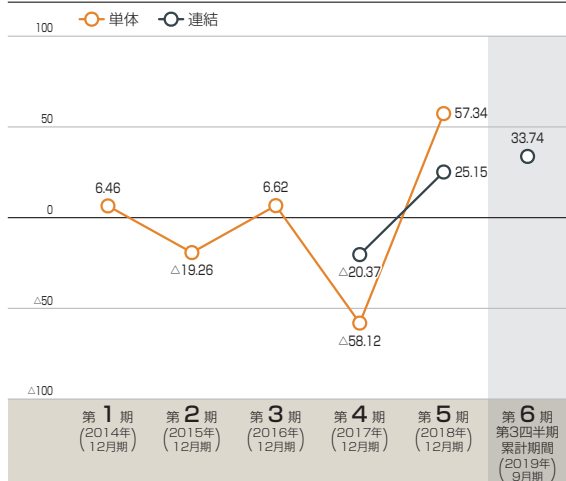
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) / 当期純利益又は当期純損失(△)

(単位:千円)



1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)

(単位:円)



(注)当社は、2019年12月12日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。上記では、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	15
3. 事業の内容	16
4. 関係会社の状況	19
5. 従業員の状況	20
第2 事業の状況	21
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	21
2. 事業等のリスク	23
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	27
4. 経営上の重要な契約等	31
5. 研究開発活動	31
第3 設備の状況	32
1. 設備投資等の概要	32
2. 主要な設備の状況	32
3. 設備の新設、除却等の計画	33
第4 提出会社の状況	34
1. 株式等の状況	34
2. 自己株式の取得等の状況	39
3. 配当政策	39
4. 株価の推移	39
5. 役員の状況	40
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	42

第5	経理の状況	49
1.	連結財務諸表等	50
(1)	連結財務諸表	50
(2)	その他	93
2.	財務諸表等	111
(1)	財務諸表	111
(2)	主な資産及び負債の内容	126
(3)	その他	126
第6	提出会社の株式事務の概要	127
第7	提出会社の参考情報	128
1.	提出会社の親会社等の情報	128
2.	その他の参考情報	128
第四部	株式公開情報	129
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	129
第2	第三者割当等の概況	132
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	132
2.	取得者の概況	134
3.	取得者の株式等の移動状況	140
第3	株主の状況	141
	[監査報告書]	144

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年2月19日
【会社名】	アディッシュ株式会社
【英訳名】	adish Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 江戸 浩樹
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田一丁目21番8号
【電話番号】	(03)5759-0334 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部 部長 松田 光希
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田一丁目21番8号
【電話番号】	(03)6869-3777
【事務連絡者氏名】	経営管理部 部長 松田 光希
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 219,580,500円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 74,120,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 32,700,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	237,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容として何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1. 2020年2月19日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2020年3月5日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、2020年2月19日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

2020年3月16日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2020年3月5日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	237,000	219,580,500	118,831,800
計（総発行株式）	237,000	219,580,500	118,831,800

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2020年2月19日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月16日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,090円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は258,330,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 2020年3月18日(水) 至 2020年3月24日(火)	未定 (注) 4.	2020年3月25日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2020年3月5日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2020年3月16日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 株式会社SBI証券は、同社の引受株数の一部について、株式会社SBIネオモバイル証券に販売を委託する予定です。株式会社SBIネオモバイル証券が販売を受託した当該株式を同社とその顧客との契約等に従って同社の顧客に販売する場合には、1株を申込株数単位として販売が行われる予定です。なお、当社の株主は、その有する1単元(100株)に満たない株式について、一定の権利以外の権利を行使することができません。その内容については、後記「第二部 企業情報 第6 提出会社の株式事務の概要」の(注)3をご参照下さい。

3. 払込金額は、会社法上の払込金額であり2020年3月5日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2020年3月16日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

4. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2020年2月19日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2020年3月16日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

5. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

6. 株式受渡期日は、2020年3月26日(木) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

7. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

8. 申込み在先立ち、2020年3月9日から2020年3月13日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

9. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 五反田支店	東京都品川区西五反田一丁目27番2号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2020年3月25日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
藍澤證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号		
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号		
むさし証券株式会社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13		
計	—	237,000	—

- (注) 1. 2020年3月5日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(2020年3月16日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
237,663,600	5,200,000	232,463,600

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格 (1,090円) を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額232,463千円については、「1 新規発行株式」の (注) 4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限30,084千円と合わせた、手取概算額合計上限262,547千円について、当社グループのカスタマーリレーションサービスの提供における業務プロセスの効率化や自動化等の技術開発研究の投資として68,541千円 (2020年12月期: 30,490千円、2021年12月期: 38,051千円)、業容拡大に伴う福岡センターの増床における設備資金、差入保証金の差入、地代家賃の増加分としてそれぞれ8,500千円 (2020年12月期)、8,591千円 (2020年12月期)、37,355千円 (2020年12月期: 8,435千円、2021年12月期: 14,460千円、2022年12月期: 14,460千円)、人材採用費として139,560千円 (2020年12月期: 64,513千円、2021年12月期: 75,047千円) に充当する予定であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2020年3月16日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	68,000	74,120,000	東京都千代田区平河町2-5-3 株式会社ガイアックス 50,000株 東京都品川区 江戸浩樹 10,000株 東京都世田谷区 杉之原明子 2,000株 神奈川県大和市 石川琢磨 2,000株 神奈川県横浜市神奈川区 池谷昌大 2,000株 千葉県千葉市美浜区 吉川敏広 2,000株
計(総売出株式)	—	68,000	74,120,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,090円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3. に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 2020年 3月18日(水) 至 2020年 3月24日(火)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店及 び営業所	東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（2020年3月16日）に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)

7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	30,000	32,700,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 30,000株
計(総売出株式)	—	30,000	32,700,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2020年2月19日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,090円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 2020年 3月18日(水) 至 2020年 3月24日(火)	100	未定 (注) 1.	株式会社S B I証券の本店 及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 株式会社S B I証券の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である江戸浩樹（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2020年2月19日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 30,000株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	2020年4月24日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都品川区西五反田一丁目27番2号 株式会社みずほ銀行 五反田支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2020年4月17日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である江戸浩樹、売出人である杉之原明子、石川琢磨、池谷昌大、並びに吉川敏広、及び当社株主であるコロプラネクスト7号ファンド投資事業組合、株式会社モバイルファクトリー、株式会社ヴァル研究所、株式会社セレス、松田光希、小澤豊、小原良太郎、久保芳和、秋場修、飯塚隆、並びに馬淵泰至は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2020年9月21日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。）等を行わない旨合意しております。また、売出人かつ当社株主である株式会社ガイアックスは、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所における売却等は除く。）は行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2020年2月19日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第4期	第5期
決算年月		2017年12月	2018年12月
売上高	(千円)	1,907,461	2,160,050
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△31,558	44,567
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	△21,185	35,928
包括利益	(千円)	△17,505	29,072
純資産額	(千円)	3,649	187,722
総資産額	(千円)	552,561	630,173
1株当たり純資産額	(円)	2.85	130.73
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純 損失(△)	(円)	△20.37	25.15
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	0.7	29.8
自己資本利益率	(%)	—	37.5
株価収益率	(倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	1,746	41,652
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△43,307	△14,469
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	116,236	33,000
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	240,517	296,215
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	259 (284)	264 (332)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、又、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

4. 第4期の自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

7. 第4期及び第5期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

8. 当社は、2019年11月13日開催の取締役会決議により、2019年12月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月
売上高 (千円)	340,311	1,341,994	1,530,239	1,886,694	2,087,292
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	8,808	△20,508	8,490	△48,253	99,190
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	6,455	△19,256	6,617	△60,449	81,927
資本金 (千円)	30,000	30,000	30,000	35,618	80,000
発行済株式総数 (株)	100,000	100,000	100,000	128,090	143,590
純資産額 (千円)	59,317	40,060	46,677	△3,566	233,361
総資産額 (千円)	298,081	285,516	355,633	543,271	666,458
1株当たり純資産額 (円)	593.17	400.61	466.78	△2.78	162.52
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり 当期純損失 (△) (円)	64.56	△192.56	66.17	△58.12	57.34
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	19.6	13.7	12.8	—	35.0
自己資本利益率 (%)	11.7	—	15.4	—	71.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	46 (38)	53 (35)	65 (34)	121 (244)	131 (290)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第1期、第3期及び第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
3. 第2期及び第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、又、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 第4期の自己資本比率及び自己資本利益率は、債務超過であるため記載しておりません。
5. 第2期の自己資本利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当実績がないため記載しておりません。
8. 当社は、2014年10月1日に株式会社ガイアックスより新設分割にて設立のため、第1期(2014年12月期)は2014年10月1日から2014年12月31日までの3ヵ月間となっております。
9. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
10. 第4期及び第5期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
なお、第1期、第2期及び第3期については、「会社計算規則」(2006年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。又、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
11. 当社は、2019年11月13日開催の取締役会決議により、2019年12月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

12. 当社は、2019年12月12日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第1期、第2期及び第3期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月
1株当たり純資産額 (円)	59.32	40.06	46.68	△2.78	162.52
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (円) (△)	6.46	△19.26	6.62	△58.12	57.34
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2【沿革】

当社は、2014年10月に、株式会社ガイアックスの100%子会社として設立されました。

当社グループが提供するカスタマーリレーション事業は、創業以来の事業推進者である代表取締役江戸浩樹が株式会社ガイアックスに在籍していた2007年より創出された事業であり、コミュニティサイトの投稿監視サービス「コミュニティパトロール（現 インターネットモニタリング）」、学校非公式サイト（注1）・ネットいじめ対策コンサルティングサービス「スクールガーディアン」、ソーシャルアプリのカスタマーサポート代行サービス「ソーシャルアプリサポート」を提供してまいりました。

その後、事業拡大のスピードアップを図るため、2014年10月に「コミュニティパトロール」「スクールガーディアン」「ソーシャルアプリサポート」の3サービスを株式会社ガイアックスから新設分割により承継し、アディッシュ株式会社（資本金3,000万円）を東京都品川区に設立しております。又、2018年1月に株式会社ガイアックスによる当社株式の一部譲渡及び当社による第三者割当増資が実施されたことを機に株式会社ガイアックスの所有割合が65.5%となりました。又、当社代表取締役である江戸浩樹、当該第三者割当増資の引受人及び株式会社ガイアックスとの間で、株式会社ガイアックスにおける当社株式の保有目的を純投資とする旨の株主間契約を締結いたしました。株式会社ガイアックスは当社について、企業会計基準適用指針第22号第16項の要件を満たしており、株式会社ガイアックスが当社に対し財務及び営業、又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができなくなったことから、当社グループは、株式会社ガイアックスにおける2018年12月期第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外されました（注2）。これに伴い、株式会社ガイアックスの属性は親会社から主要株主に変更となっております。

企業グループの事業の変遷

年 月	事業の変遷
2014年10月	東京都品川区にアディッシュ株式会社を設立
2015年1月	アディッシュ仙台株式会社（現 アディッシュ株式会社仙台センター）、アディッシュ福岡株式会社（現 アディッシュ株式会社福岡センター）、株式会社GaiaX Interactive Solutions（現 アディッシュプラス株式会社）を子会社化
2016年4月	Web集客・Web接客サービス「フロントサポート」の提供開始
2016年10月	チャットボットサービス「hitobo」の提供開始
2017年1月	アディッシュ仙台株式会社、アディッシュ福岡株式会社を吸収合併
2017年8月	adish International Corporationを子会社化
2018年1月	MSIVC2016V投資事業有限責任組合、フリービットインベストメント株式会社、みずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合、株式会社ペイフォワードを引受先とした第三者割当増資により総額1.55億円の資金調達 株式会社ガイアックスの属性が親会社から主要株主に変更

(注) 1. 「学校非公式サイト」とは、学校が運営する公式サイトからリンクされていないサイトで、学校および学校の生徒に関する書き込みがある公開されたサイトをいい、独自のURLで示されるページを指します。

2. 「第2 事業の状況 2 事業等のリスク (5) その他 ④主要株主の存在について」をご参照ください。

3【事業の内容】

当社グループは、当社（アディッシュ株式会社）と連結子会社2社（アディッシュプラス株式会社、adish International Corporation）により構成されており、ソーシャルメディア（注1）やコミュニケーションサービス（注2）等を介して、人と人がつながるからこそ起きる課題を解決し、利用者にとって健全で心地よい“居場所”をつくることを目的とした「カスタマーリレーション事業」を提供しております。

現在、インターネット関連産業では、SNSやブログ等のソーシャルメディア、ソーシャルアプリ（注3）やスマートフォンアプリに加え、シェアリングエコノミー（注4）、Fintech（注5）、MaaS（注6）といった領域が急成長しております。これらの領域に属するサービスが発展することにより、スマートフォン等の端末を通して人と人がつながり、インターネット上でコミュニケーションを図ることが容易になっている一方で、社会通念上不適切と思われる書き込みや行為による被害が急増しています。

当社グループは、インターネットの発展に伴って拡大するこれらの課題を解決する事業を展開しており、人と人のつながりあるいは人と企業等のつながりを支援し、インターネットを通じた社会が、健全で心地よいものとなるよう貢献していきたいと考えております。

「カスタマーリレーション事業」は以下の4つのサービスに区分しております。なお、当社グループは「カスタマーリレーション事業」の単一セグメントとなります。

1：ソーシャルアプリサポート

利用者からのお問い合わせを、顧客企業に代わって対応するカスタマーサポートサービスであります。主な顧客企業は、アプリあるいはサイトの運営企業であります。電話、メール及びチャットを利用したカスタマーサポートに対応しております。海外市場に向けてサービス展開をしている顧客企業にも幅広くサポートするために、当社は10ヵ国語以上の言語に対応しております。

当社は、ソーシャルゲーム、シェアリングエコノミー、Fintech、MaaSといった業界に特化したカスタマーサポートを得意としております。この業界の特徴は、非常に早い速度で開発がなされ、毎週のようにサービスがアップデートされることです。又、利用者間でコミュニケーションが取れたり、サービスを提供し合ったりすることが可能であり、従来のあらかじめ定めた回答を行うという方法では、利用者の不明点や不満を即時解決することが難しいという課題が起きております。

当社では、このような業界が抱えるカスタマーサポートの課題に応じていくため、システムを独自に開発し、顧客企業に提供しております。当社だけでは判断ができないお問い合わせについては、顧客企業と連携して協議や判断を仰ぐ必要があり、当社のシステムを介して効率的に運用できるようにしております。様々なお問い合わせを整理し、顧客企業及び当社内での情報共有を確実かつ迅速に行うことで対応の質とスピードを両立させております。

なお、第5期連結会計年度におけるソーシャルアプリサポートの売上高比率は、47.9%であります。

2：インターネットモニタリング

利用者の行う投稿を24時間365日体制でモニタリングし、不適切なものが発見された場合に、注意、報告、警告、非表示化等の対応を行うサービスであります。

インターネットモニタリングには2種類が存在します。1つは利用者による投稿機能のあるオウンドメディア（注7）を対象としたモニタリングであります。主な顧客企業は当該オウンドメディアの運営企業であり、当該オウンドメディアが利用者にとって健全で心地よい場となる支援を行います。顧客企業は適切なコミュニケーションが行われることを求めているのですが、一方で、違法行為、誹謗中傷、自殺幫助、出会い目当て、個人情報流布、残虐・暴力的、卑猥・猥雑等、一部の利用者により、不適切な内容にあたる投稿がされることがあります。このような投稿はオウンドメディアの利用者に不快感を与え、利用者による継続的なコミュニケーション及び当該オウンドメディアの健全な成長を阻害します。そこで当社グループでは、そのような投稿に対するモニタリングを実施し、注意、報告、警告、非表示化等の対応を行っております。単に投稿のモニタリングを実施するのではなく、利用者が継続してコミュニケーションできる場につながるために、監視基準の設計専門担当者により顧客企業ごとの基準設計を行い、顧客企業が理想とする体制の実現をサポートしております。さらに、当該オウンドメディアと当社モニタリングシステムをAPI連携（注8）させ、システム連携を図ることで、複数のオウンドメディアの投稿モニタリング業務を同一のシステム上で行うことが可能なことから、効率的なモニタリングを実施することができます。

オウンドメディアを対象としたモニタリングの他に、利用者提供されるサービス形態の多様化に伴い、リアルタイムにコメントが投稿されるライブ配信動画に対するモニタリング、決済サービス提供事業者・決済サービス導入事業者向け不正決済対策業務、利用者が本人であるかどうか登録情報を照合する本人確認業務、キュレーションメディア等の情報配信サイトの運営者を対象に記事校正・校閲を代行する記事審査業務、顧客企業が保有するテキストや画像等のデータに対して分類及びラベル付けをするアノテーション業務等を提供しております。

もう1つの形態は、ソーシャルメディアを対象としたモニタリングです。顧客企業の社名、商品名、サービス名、ブランド名等のキーワードで検索し、抽出された投稿について、顧客企業の課題に沿う形で分類、レポートにまとめ報告するソーシャルリスニング業務であります。ソーシャルメディア上では、利用者によって商品やサービスについての様々な投

稿が行われております。それらの情報を確認し、製品開発やマーケティングに活かしていきたい企業が顧客となります。また、炎上対策を目的とする顧客企業もあります。

なお、第5期連結会計年度におけるインターネットモニタリングの売上高比率は、35.7%であります。

3：スクールガーディアン

学校生活上の課題となり得るネットいじめの可能性のある書き込みやインターネットでの個人情報流出をモニタリングして生徒指導に活かしていくコンサルティングサービスであります。

主な顧客は、各都道府県等教育委員会又は公立学校、私立学校法人です。当該学校に関連すると思われる書き込みを目視でモニタリングを実施、当社の定めるリスクレベル別に分類し、問題のある内容が発見された場合に、レポートにまとめて報告しております。又、「スクールサイン」というサービス名称にて、各学校及び自治体用に匿名で通報ができるウェブサービスを提供し、いじめに関する通報や相談を受けております。生徒指導に活かせる可能性のある書き込みが発見された場合は、学校関係者、教育委員会関係者、状況によっては警察とも連携し、それら関係者の方を通じて、生徒への指導等を行うことで、学校生活上の課題解決を支援しております。

その他、ソーシャルメディアやコミュニケーションサービスを健全かつ有効に活用できるよう、子どもはもちろん、教員や保護者等周囲の大人の意識向上を促す啓発講演活動も継続的に実施し、子どもが健全にソーシャルメディアを活用できる環境づくりを目指しております。

4：フロントサポート

企業がソーシャルメディアを活用して利用者に能動的に働きかけることで、利用者とのつながりを維持、向上させ、ファンコミュニティ（注9）を形成していくためのサービスであります。

昨今、企業がソーシャルメディアの公式アカウントを作成し、情報を発信したり、利用者や直接コメント等を交わしたりすることで、利用者との関係性の強化を図っております。具体的には、顧客企業が抱える課題あるいは求める目的に対して、公式アカウントの戦略設計を行い、情報発信する記事の企画、作成、配信及びコメント返信対応を行っております。加えて、インターネットモニタリングで培った技術を活かし、企業名、商品名、サービス名及びブランド名等のキーワードを用いてソーシャルメディアの投稿を検索し、利用者に対して能動的にコメントを行う等、ファンコミュニティの形成を支援しております。

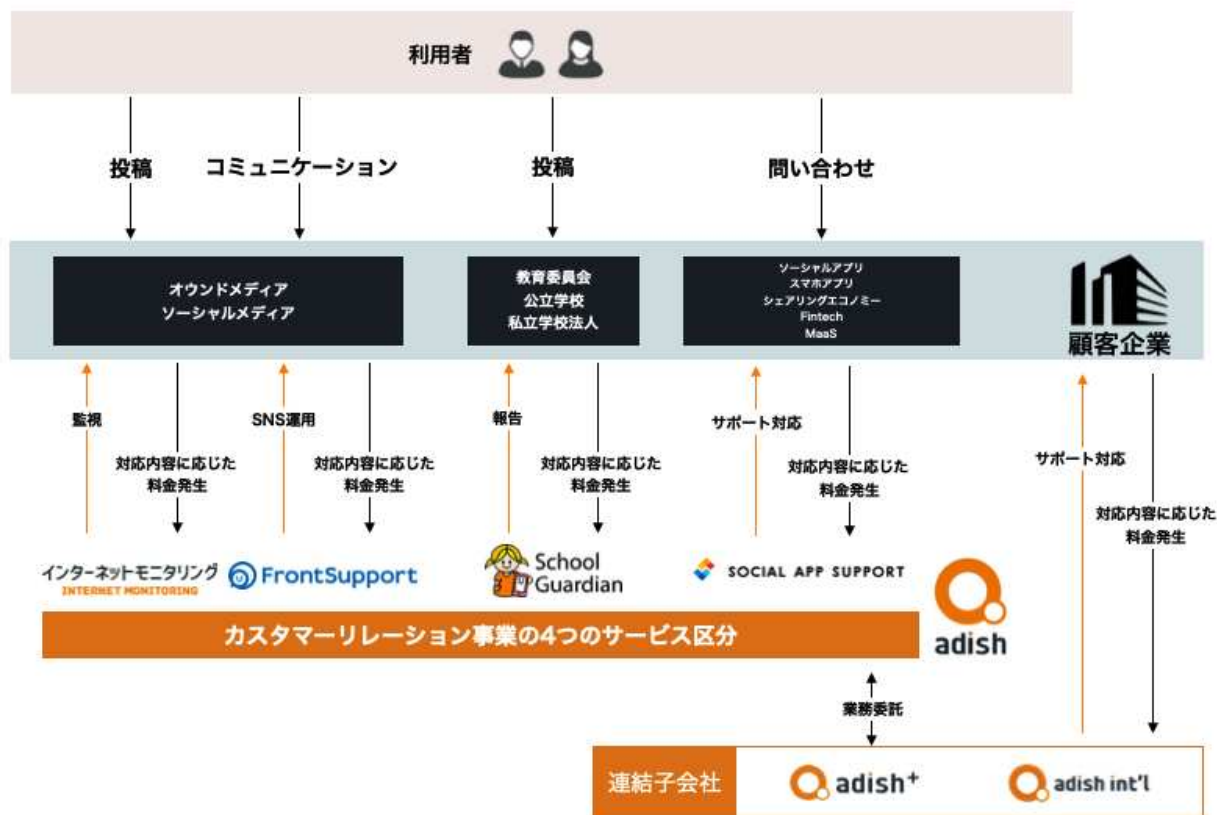
又、企業と利用者との関係性の強化をするために、自社のウェブサイト等にチャット（注10）やチャットボット（注11）を設置し、利用者が抱える課題の即時解決を図ろうとする企業が増えており、このような新しい動きに応えるために、インターネットモニタリング、カスタマーサポートの技術及び知見を活かしたチャットボットサービスである

「hitobo」を提供しております。顧客企業は、よくある質問とその回答を「hitobo」にアップロードするだけで、手軽に自社のウェブサイト等にチャットボットを設置することが可能であります。従来であれば、カスタマーサポート体制を敷く必要がありましたが、チャットボットを設置することで、利用者が抱える課題の即時解決を図り、利用者の満足度の向上を支援しております。

- (注) 1. 「ソーシャルメディア」とは、インターネット上で不特定多数の人が双方向でコミュニケーションをとることで、情報共有及び情報の拡散が発生するメディアのことであります。
2. 「コミュニケーションサービス」とは、インターネット上で利用者が投稿する文章、画像、映像、音声等の様々なコンテンツを通してコミュニケーションを取ることができるサービスのことであります。
3. 「ソーシャルアプリ」とは、SNS等のソーシャルメディア上で利用できる、利用者同士の繋がりや交流関係を機能に活かしたWebアプリケーションのことであります。
4. 「シェアリングエコノミー」とは、主にインターネット上のプラットフォームを介して、遊休資産（スキルのような無形のものも含む）の貸出しや利用をするサービスにより構成される経済圏を指します。
5. 「Fintech」とは、金融を意味する「Finance」と、技術を意味する「Technology」を組み合わせた造語であります。ICTを駆使した革新的、あるいは破壊的な金融商品・サービス自体及びその潮流を意味しております。
6. 「MaaS」とは、Mobility as a Serviceの略称で、マイカー以外のすべての交通手段による移動をひとつのサービスとして捉え、シームレスにつなぐ、新たな移動の概念であります。
7. 「オウンドメディア」とは、自社で発行の広報誌やパンフレット、インターネットの自社ウェブサイト・ブログ等、企業や組織自らが管理・運営し、情報を発信するメディアのことであります。
8. 「API連携」とは、Application Programming Interfaceの略称で、プログラムからソフトウェアを操作するためのインターフェースのことであります。
9. 「ファンコミュニティ」とは、特定のサービスや製品等に対して熱狂的な愛好者が形成するコミュニケーションネットワークの総称と定義しております。
10. 「チャット」とは、リアルタイムに複数の人が文字を入力してテキストを通して会話を交わすことができるシステムを意味しております。
11. 「チャットボット」とは、テキストや音声を通じて会話を自動的に行うプログラムのことであります。

[事業系統図]

当社の事業の系統図は以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) アディッシュプラス株式会社(注) 1	沖縄県那覇市	27,500 千円	カスタマーリレーション事業	(所有) 100.0	役員の兼任2名 カスタマーリレーション事業の業務委託、管理部門の業務受託、資金の貸付
(連結子会社) adish International Corporation(注) 1	フィリピン共和国 マカティ市	16,000 千ペソ	カスタマーリレーション事業	(所有) 100.0	役員の兼任2名(うち従業員1名) カスタマーリレーション事業の業務委託、管理部門の業務受託

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

2. 当社の過半数の株式を所有する株式会社ガイアックスは、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」第16項(4)の規定により、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づく親会社に該当いたしません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年1月31日現在

事業部門の名称	従業員数（人）
カスタマーリレーション事業	264 (423)
全社（共通）	27 (1)
合計	291 (424)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、当社グループの管理部門、開発部門に所属しているものです。
3. 最近日までの1年間において、従業員数が23名、臨時雇用者数が120名それぞれ増加しております。これは主として業務拡大に伴う採用によるものであります。
4. 当社グループはカスタマーリレーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 提出会社の状況

2020年1月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
163(383)	33.8	3.8	4,075,325

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 最近日までの1年間において、従業員数が26名、臨時雇用者数が103名それぞれ増加しております。これは主として業務拡大に伴う採用によるものであります。
4. 当社はカスタマーリレーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は良好に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは「つながりを常によろこびに (Delight in Every Connection)」をミッションに掲げ、「As In Your Hometown」というビジョンの実現を目指してサービスの開発及び提供をしております。

①つながりを常によろこびに

ソーシャルメディアやコミュニケーションサービス等の多様化・発展によってもたらされた「つながり」は、人と人がつながるからこそ起きる新たな問題を生み、ときには社会問題のような大きな課題に発展することもあります。「つながり」から生じる課題を解決することを通じて、「つながり」が「よろこび」であり続けられる世の中の実現を目指しております。

②As In Your Hometown

情報技術の発展により、人と人とのやりとり、生活、コミュニティや社会のあり方が大きく変化しております。一方で、個人がアクセスできる情報の質や種類、量は立場や経験により大きく異なり、同じ情報であっても、皆が同じようにアクセスでき、同じように感じるわけではありません。このような時代において、インターネットを通じた社会が、利用者にとって健全で心地よい「居場所」となるよう貢献していきたいと考えております。

このミッション及びビジョンのもと、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループが提供するカスタマーリレーション事業は、ストック型ビジネスモデルであると認識しております。このため、契約獲得数の増加及び契約保有数に対する解約率を意識しております。その上で、企業価値の増大を目指すため「売上高」「経常利益」を重要な経営指標としております。

(3) 経営環境

当社グループが提供するカスタマーリレーション事業は、ビジネスプロセスアウトソーシング (BPO) (注1) 市場に属しており、2022年度の国内非IT系BPO市場は1兆8,021億円 (事業者売上高ベース) に達すると予測されております (注2)。このうち、当社グループのカスタマーリレーション事業においてサービスを提供している主な事業領域は、ソーシャルメディア領域、ソーシャルアプリ領域、シェアリングエコノミー領域、Fintech領域、MaaS領域であります。当社グループの顧客企業が属するシェアリングエコノミー領域では、国内シェアリングエコノミー市場規模 (資産・サービス提供者と利用者間の取引金額ベース) が2018年度において1兆8,874億円と推計されており、現状のペースで成長した場合は、2025年度には3兆6,833億円に到達すると予測されております (注3)。またFintech領域においても大きな成長が見込まれ、2022年度の国内Fintech市場規模 (Fintech系ベンチャー企業売上高ベース) は1兆2,102億円に達すると予測されております (注4)。加えて、当社グループが注視しているMaaS領域においては、国内MaaS市場規模は2025年には2兆1,042億円に達すると予測されております (注5)。このように当社グループがサービスを提供し得意としている事業領域においては、今後も顧客企業の属する市場のさらなる拡大が見込まれており、市場拡大とともにカスタマーリレーション事業の需要拡大が見込まれる経営環境となっております。

(4) 経営戦略

当社グループは、創業間もないスタートアップ企業から時価総額1,000億円を超える大手企業まで幅広くサービスを提供し安定的な成長を続けております。今後のさらなる成長に向け、当社の得意とする事業領域に引き続き重点を置き、各事業領域におけるサービス提供ノウハウを集約することで、顧客企業に対しより最適かつ最新のサービスを提供してまいります。

又、重点事業領域において事業を展開している顧客企業に対し、顧客企業のサービスの初期段階からカスタマーリレーションにおけるパートナー企業として当社グループのサービスを提供することで、顧客企業のサービス成長に寄与し、当社グループの付加価値をより一層高めてまいります。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

今後当社グループが成長を成し遂げていくために、対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

①市場環境の変化に対応した価値提供

インターネット上では次々と新しいサービスが提供されており、それらに対応した新しい価値を提供しつづけることが当社グループの成長において重要であると考えております。当社グループはインターネット上で新たに発生する課題を随時サーチしながら、サービス開発を進めてまいります。

②人材の獲得

当社グループの継続的な成長には、当社グループの企業理念に共感し高い意欲を持った人材の確保、並びにその育成が重要であると認識しております。そのため、社員の紹介による採用の促進や採用PR活動を通して当社グループの認知を高めるとともに、社員ひとりひとりがそれぞれのキャリア構築ができることを目的としたタレントマネジメントに取り組んでまいります。又、当社グループでは、各サービスを提供していく上で、多数のオペレータースタッフを雇用しておりますが、労働人口の減少に伴い人材獲得における競争が激化しております。採用活動のさらなる高度化を図るとともに、従業員が働きやすい環境基盤の整備を一層強化してまいります。

③技術の革新

当社グループは、人の目による精度の高いサービス提供を中心に行ってまいりましたが、昨今のAI（注6）やRPA（注7）等による自動化が広がりつつあり、これらを活用した業務プロセスの効率化が求められております。当社グループはそのための技術研究開発を行っており、継続して推進してまいります。

④内部管理体制の強化

当社グループは、今後もサービス開発を行っていくことで事業の拡大を見込んでおりますが、事業の拡大及び継続的な成長を実現していくためには、コーポレート・ガバナンスの更なる強化が重要であります。内部統制及び管理部門を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

⑤財務体質の強化

当社グループは、安定した財務基盤のもと、手元資金の充実を図ることで財務健全性を確保し、成長への計画的な投資及び機動的な投資等に対応できる体制を整えるとともに、原価及び販売費及び一般管理費のコントロール等によるフリーキャッシュ・フローの確保に取り組み、財務体質の強化に努めてまいります。

- (注) 1. 「ビジネスプロセスアウトソーシング (BPO)」とは、業務プロセスの効率化を目的として、企業が社内の業務の一部を外部に委託することを表す言葉であります。
2. 出典：BPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）市場の実態と展望 2018-2019（矢野経済研究所調べ）
3. 出典：シェアリングエコノミー市場調査 2018年版（情報通信総合研究所調べ）
4. 出典：2019 FinTech市場の実態と展望（矢野経済研究所調べ）
5. 出典：2019年度版 MaaS市場の実態と将来予測 -サービス化する自動車産業1 市場分析編-（矢野経済研究所調べ）
6. 「AI」とは、Artificial Intelligenceの略で人工知能を指し、人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したものであります。
7. 「RPA」とは、Robotic Process Automationの略で、ロボットによるホワイトカラーの業務の効率化・自動化の取り組みを表す言葉であります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。又、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業の環境、外部環境

①市場の動向について

当社グループは、インターネット関連サービス市場を主たる事業領域としており、当社グループの事業はこれらの市場動向の影響を受けております。インターネット関連サービス市場には、当社設立後も、シェアリングエコノミー、Fintech、MaaSといった新たな事業領域が生まれており、その利用者も急激に増えておりますが、将来においてインターネットに代わる新たなサービスが提供され、インターネットを利用する機会が減少した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

②競合について

当社グループが提供するカスタマーリレーション事業における主な事業領域は、今後も成長が期待されている市場であるため、新たに参入してくる競合企業が出現する可能性があり、当社グループの提供するサービスと比較して低コスト・高品質となった場合に、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。又、新たな技術等を利用したサービスあるいは新たなビジネスモデルが登場し、当社グループの対応が遅れた場合に、当社グループのサービスが不適応化する恐れがあります。その場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③新サービスの開発

当社グループは、インターネット関連サービス市場を主たる事業領域として、新たなインターネット関連サービスが急激に拡大した際に生じる課題に対して、カスタマーリレーション事業の提供及び新しいサービスを提供していく予定であります。新サービスの開発にあたっては、市場のニーズ及び技術の動向を注視しながら慎重に検討を重ねたうえで取り組んでまいります。当該サービスを取り巻く環境の変化等により、計画どおりの成果が得られない場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④教育予算の動向について

当社グループの一部の事業は、各都道府県等教育委員会または公立学校、私立学校法人にサービスを提供しているため、政府及び地方自治体の教育予算の動向により影響を受けます。政府及び地方自治体の教育予算の方針変更あるいは財政状況の悪化により教育予算が削減された場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業上のリスク

①データの取得について

当社グループは、インターネットモニタリングにおいて、ソーシャルメディア上で生成されたデータをAPI連携により自動的に収集しております。しかしながら、ソーシャルメディアの運営方針の変更により制限が加えられた場合や禁止された場合に、データの取得が困難になることから、サービスの提供内容及び品質に影響する恐れがあります。又、データを取得するための新たな手段を構築するための対応コストが発生した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

②ネットワークトラブルについて

当社グループは、顧客企業及び利用者のニーズに対応するため、24時間365日のサービス提供体制を構築しておりますが、その業務環境は通信ネットワークに依存しており、サーバー等の自社設備や第三者の通信設備等のインターネット接続環境が良好に稼働することが前提であります。そのため、サーバーの停止、コンピュータウィルスによる被害、外部からの不正侵入、システムの不具合、災害や停電等による通信ネットワークの切断等が生じた場合には、サービスの提供に支障をきたし、又、ネットワークトラブルの障害や不具合の原因が当社グループにあった場合には、顧客企業からの信用が低下し、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③情報漏洩について

当社グループにおけるサービス提供において、一部個人情報を含む機密情報や、顧客企業のサービス提供における機密情報を扱っており、これらの情報に関しては高い水準の情報管理体制の構築及び運用が求められております。当社グループにおいては、ISMSの認証取得及びプライバシーマークの認定取得に加えて、顧客企業の機密情報が外部に漏洩することのないよう、当社グループ関係者等との間で秘密保持契約を締結するとともに、設備面においてもアカウント管理システム、入退室管理システム及び監視カメラ設置等の諸施策を講じております。しかしながら、当社グループにおいて、業務上知り得た機密情報等について何らかの要因により外部への流出等が生じた場合には、顧客企業からの信頼を著しく低下させ、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④人材の獲得及び育成について

当社グループは、顧客企業に価値を提供し続けるためには、事業を築いていける人材の確保とその育成が重要な課題と認識しており、社内コミュニケーションの強化、人材育成と抜擢及び外部からの人材登用に努めております。しかしながら、当社グループが属する業界での人材獲得競争が激化することにより、当社グループの人材が外部に流出することや、人材の確保に支障をきたす場合があります、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

又、当社グループのサービス提供における実務は、臨時従業員（アルバイト）に拠っております。臨時従業員の確保、受け入れ体制の充実及び育成には取り組んでおりますが、採用市場の急激な変化等により臨時従業員の確保が困難になった場合、サービスの提供及び販売活動が阻害される恐れがあり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤大規模な自然災害・感染症について

当社グループは、有事に備えた危機管理体制の整備に努め対策を講じておりますが、台風、地震、津波等の自然災害及び新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の感染症が想定を大きく上回る規模で発生及び流行した場合、当社グループまたは当社グループの取引先の事業活動に影響を及ぼし、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥減損損失について

当社グループは、国内およびフィリピン共和国に子会社を有しております。子会社における事業環境の悪化により、これらの子会社の収益性が著しく低下した場合、当該子会社の固定資産について減損処理を行うことがあります。減損処理を実施した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制に関するリスク

①労働者派遣法について

当社は「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律」（以下、「労働者派遣法」という。）に基づく厚生労働大臣の「一般労働者派遣事業」の許可を取得しております。労働者派遣法に基づく規制を受けており、法令を遵守して人材の確保及び事業の運営をしておりますが、法令違反に該当するような事態が生じた場合、又は今後において関連法令や解釈が変更された場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

②インターネットに関連する法的規制等について

当社グループが遵守しなければならないインターネット関連法令はごく限られておりますが、当社グループが受注する顧客企業が遵守する必要がある法令として「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」及び「EU一般データ保護規則」等の各種法令や、各法令の監督官庁が定める省令・指針・ガイドライン等があります。

これらの法的規制は、当社グループの事業活動自体を規制するものではなく、今後において新たな法令制定等が生じた場合には、顧客企業における対応のための新たなサービス需要等が生じる可能性があります。一方で顧客企業の事業が何らかの制限を受けることとなった場合又は当社グループの事業が法的規制を受けることとなった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③フィリピン共和国のカントリーリスクについて

連結子会社であるadish International Corporationは、フィリピン共和国において事業を展開しております。フィリピン共和国は、法改正等が頻繁になされる特徴があり、今後、新たな法令の制定等が生じ、当社グループの事業が法的規制を受けることとなった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。又、台風等の自然災害により通信システムの障害等の発生、従業員の通勤手段の断絶あるいは都市機能が麻痺する場合や、テロ活動が拡大する場合等により、サービスの提供に支障が生じる場合は、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 当社グループの事業体制について

①特定人物への依存について

当社グループの創業者であり、代表取締役である江戸浩樹は、当社グループの事業及び関連市場に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定など、当社の事業活動全般において重要な役割を果たしております。現在、当社では、同氏に過度に依存しないよう、体制の整備、人材の登用及び育成を行う等、取り組んでおりますが、何らかの理由により同氏による業務の遂行が困難となった場合、現状においては当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②ガバナンス体制の強化について

子会社を含む当社グループの継続的な成長のためには、コーポレート・ガバナンスが適切に機能することが必要不可欠であると認識しており、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、各社内規程及び法令遵守の徹底、従業員の教育に取り組んでまいります。又、コーポレート・ガバナンスを強化していくために、独立社外取締役を2名体制とすることで、モニタリングをさらに強化していく方針です。なお、利益相反取引が生じる場合には、取締役会において少数株主の利益保護の観点から議論する方針を定めております。さらに、内部監査や監査役監査によるモニタリングを強化することで、ガバナンス体制の実効性を図ってまいります。事業が急速に拡大すること等により、コーポレート・ガバナンスあるいは管理体制が有効に機能しなかった場合には、当社の事業に何らかの影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他

①新株予約権について

当社グループは、取締役、監査役及び従業員に対するインセンティブを目的として、ストック・オプションを付与しております。本書提出日現在、ストック・オプションによる潜在株式は214,900株であり、発行済株式総数1,439,500株の14.9%に相当しております。当社グループの株価が行使価格を上回り、かつ、権利行使についての条件が満たされ、同ストック・オプションが行使された場合には、1株当たりの株式価値が希薄化することになります。

②配当政策について

当社グループは、株主に対して利益を還元していくために、カスタマーリレーション事業における競争力を高め、事業を拡大していくことを経営の重要課題として位置づけております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実及び事業への投資を推進する方針であります。各事業年度の経営成績を勘案しながら、将来的には株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において、配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

③資金使途について

当社グループが予定している公募増資による資金調達については、主に事業拡大のための技術開発研究の投資、業容拡大に伴う福岡センターの増床における設備資金、差入保証金の差入並びに地代家賃の増加、及び人材の確保に係る費用に充当する予定であります。しかしながら、当社を取り巻く経営環境の急速な変化その他の理由により、計画を変更する可能性があり、また、当初の計画に沿って資金を使用した場合でも想定通りの投資効果をあげられない可能性があります。

④主要株主の存在について

本書提出日現在における当社の発行済株式総数は、普通株式1,439,500株であります。このうち、株式会社ガイアックス（以下、「ガイアックス」という。）は、691,300株を所有（所有割合48.0%）しております。

イ. 当社グループとガイアックスの関係について

当社グループは、ガイアックスより独立した企業集団であります。当社は、ガイアックスからの新設分割にて2014年10月1日に設立された後、2017年11月10日付で当社役員に対する第三者割当増資を実施し、2018年1月17日付でガイアックスが所有する当社株式の一部譲渡が行われ、又、2018年1月18日付でベンチャーキャピタル等に対する第三者割当増資を実施しております。これによりガイアックスの所有割合は2018年1月18日付で65.5%となりました。又、当社代表取締役である江戸浩樹、当該第三者割当増資の引受人及びガイアックスとの間で、ガイアックスにおける当社株式の保有目的を純投資とする旨の株主間契約を締結いたしました。ガイアックスは当社について、企業会計基準適用指針第22号第16項の要件を満たしており、当社グループの財務及び経営等の方針に対し重要な影響を与えることができなくなったことから、当社グループは、ガイアックスにおける2018年12月期第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外され（注）、又、ガイアックスの属性は親会社から主要株主に変更となっております。さらに、2020年1月31日付でガイアックスが所有する当社株式の一部譲渡及び当社監査役3名が所有する当社ストック・オプションの行使が行われたため、本書提出日現在におけるガイアックスの所有割合は48.0%となっております。本書提出日現在においても、ガイアックスは当社について、企業会計基準適用指針第22号第24項の要件を満たしていることから、当社は、ガイアックスにおける連結の範囲から除外されております。なお、当該株主間契約は上場時に終了いたします。

ガイアックスが当社グループ上場後に方針を転換し、ガイアックスの連結グループへ再編成されるリスクがあります。これについてはガイアックスが経営方針に基づき当社株式を段階的に売却していくことを開示しており、同時に当社とガイアックスの間で、ガイアックスが将来にわたり当社の財務及び営業、又は事業の方針の決定に対して、直接又は間接的に重要な影響をあたえることができないことが明らかであると認識し、当社をガイアックスの連結対象とする計画がないことを表明した文書を取り交わしております。さらに、今後のガイアックスによる当社株式の売却方針については、上場時の売出しで議決権比率が40%未満となり、その後も数年かけて保有している当社株式のすべてを売却していく方針であります。

上場後も、当社とガイアックスの関係性について重大な変化は生じないものと認識しておりますが、ガイアックスの方針変更等により当社の独立性に影響を及ぼす可能性があります。

ロ. 株式の売却について

ガイアックスは、グループ外における投資育成支援及びグループ内で創設される新規事業から構成されるインキュベーション事業を展開しておりますが、当社グループは、インキュベーションセグメントに位置づけられ、当社株式は営業投資有価証券として保有されております。そのため、将来において、株式が売却される可能性があります。そのような場合には、短期的に需給が悪化することにより当社の株価が下落する可能性があります。

ハ. 取引関係について

当社グループとガイアックスとの取引については、他の企業の取引条件との比較等により取引条件の適正性等を確保できており、今後も、僅少ではありますが、取引の合理性及び取引条件の妥当性が認められる範囲で、当社のカスタマーリレーションサービスの提供等の取引関係を継続していく方針です。尚、事業上の関係以外の資金、経営指導料や貸借等の取引及び人的関係は解消しており、当社グループの経営方針、事業展開等の重要事項の意思決定において、現状、ガイアックスに対して事前承認を要する事項等はなく、独立性・自立性は保たれていると認識しております。

なお、ガイアックスグループと当社グループとの取引は減少傾向にあり、売上高に関しては2019年12月期連結会計年度で当社グループ売上高全体の1.9%となっております。

ニ. 競合関係について

当社グループは、インターネットの発展に伴って発生する課題に対してカスタマーリレーション事業を展開しております。一方、ガイアックスは、ソーシャルメディア領域におけるコンサルティング及びマーケティング支援等を提供するソーシャルメディアサービス事業、グループ外における投資育成支援及びグループ内で創設される新規事業から構成されるインキュベーション事業を展開しております。ともにインターネット関連産業においてサービスを提供しているものの、事業領域が異なるため、シナジー関係にはありません。

今後も、当社グループ及びガイアックスは、インターネット関連産業において新たな事業の可能性や投資の検討を日々行っていくことから、当社は、投資機会の追及にあたり、ガイアックスと競合する可能性があります。当社としては、引き続き、ガイアックスとの連携を検討するなどの対応を行ってまいります。ガイアックスの事業戦略が変更された場合には、当社の事業に何らかの影響を及ぼす可能性があります。

(注) ガイアックスは当社グループの上場時点でも一定比率の議決権を保有する見込みであることから、支配力があると認められた場合には当社グループはガイアックスの連結の対象となる可能性があります。しかしながら、ベンチャーキャピタル等の投資企業が売却等によるキャピタルゲイン獲得を目的として投資を行う場合等、他の会社等の意思決定機関を支配する要件に該当しても、実質的に支配していないことが明らかである時には、一定の要件を満たすことを前提として、子会社又は関連会社に該当しないこととすることが認められております。ガイアックスは当社グループの株式保有方針、取引関係及びシナジー効果等を勘案して、キャピタルゲイン獲得を目的とした営業投資有価証券として保有していると判断されたことから、当該根拠となる会計基準（企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」第16項及び第24項）を適用し、子会社又は関連会社には該当しないものとして取り扱っております。

⑤ベンチャーキャピタル等の株式保有割合について

本書提出日現在において、当社の発行済株式総数のうち、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下、「ベンチャーキャピタル等」という。）が325,800株を所有（所有割合22.6%）しております。

一般的にベンチャーキャピタル等が未上場会社の株式を取得する場合、上場後には保有する株式を売却し、キャピタルゲインを得ることがその目的のひとつであります。当社におきましても、上場後にベンチャーキャピタル等により株式が売却される可能性があります。そのような場合には、短期的に需給が悪化することにより当社の株価が下落する可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概況

当社グループ(当社及び連結子会社2社)は、「つながりを常によるこびに(Delight in Every Connection)」というミッションのもと、ソーシャルメディアやコミュニケーションサービス等を介して人と人がつながるからこそ起きる課題を解決し、利用者にとって健全で心地よい“居場所”をつくることを目的とした事業展開をしております。

当社グループは、カスタマーリレーション事業として4つのサービスを展開しております。24時間365日体制でソーシャルメディアやオウンドメディア上の利用者の投稿やデータをモニタリングする企業向け投稿監視サービス「インターネットモニタリング」、学校非公式サイトへの書き込みのモニタリング及び対策コンサルティングを行うサービス「スクールガーディアン」、利用者からのお問い合わせを顧客企業に代わって対応するカスタマーサポートサービス「ソーシャルアプリサポート」及びソーシャルメディア運用代行・Web接客支援サービス「フロントサポート」を展開しております。

又、新規プロダクトとしては、企業が手軽に自社サイト等にチャットボットを設置することができるチャットボットサービス「hitobo」の独自開発及び提供を開始しております。

なお、当社グループは、カスタマーリレーション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

①経営成績の状況

第5期連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

当社グループが事業を展開する主要マーケットの1つであるソーシャルメディア業界では、2018年12月におけるTwitterの1日あたりアクティブユーザー数が全世界で1.26億人(注1)、2018年12月におけるFacebookの1日あたりアクティブユーザー数が全世界で1.52億人(注2)となった一方で、ソーシャルメディア上における偽アカウントやボットの排除、フェイクニュース(注3)の拡散防止に関する活動に世界的な注目が集まり、健全なソーシャルメディアの運営に向けた風潮が強くなっております。又、一般消費者向けサービス業界では、利用者からの問い合わせを起点にお問い合わせ対応を行う「カスタマーサポート」のみならず、企業が主体となって利用者に対しての能動的な課題解決・情報提供を行う「カスタマーサクセス」の重要性が増しております。

当社グループの事業においては、2018年1月に実施した155,000千円の資金調達(第三者割当増資)のもと、開発投資および人材採用等を積極的に行い、継続的な事業成長を実現いたしました。「フロントサポート」においては、英語・中国語・韓国語の海外向けソーシャルメディア運用代行を提供開始し、「インターネットモニタリング」においては、リアルタイムにコメントが投稿されるライブ配信動画に対するモニタリング及びキュレーションメディア等の情報配信サイトの運営者を対象に記事校正・校閲を代行する「記事審査サービス」の提供を開始いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,160,050千円(前年同期比13.2%増)、営業利益47,383千円(前年同期は41,016千円の損失)、経常利益44,567千円(前年同期は31,558千円の損失)、親会社株主に帰属する当期純利益35,928千円(前年同期は21,185千円の損失)となりました。

なお、当社グループは、カスタマーリレーション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

(注) 1. 出典: Twitter/Q4 and Fiscal Year 2018 Letter to Shareholders

2. 出典: Facebook Reports Fourth Quarter and Full Year 2018 Results

3. フェイクニュースとは、虚偽の情報でつくられたニュースを指します。

第6期第3四半期連結累計期間(自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)

当社グループを取り巻くインターネット関連市場については、通信技術の進歩によるインターネットの高速化やスマートフォンを始めとするモバイル通信端末の利用人口の増加により、今後においても安定的な成長と拡大が期待されております。又、当社グループが事業展開を行うソーシャルメディア関連市場の動向といたしましては、2019年6月におけるTwitterの1日当たりアクティブユーザー数(世界規模)が1.39億人(前年同期比11%増)となりました(注)。

当社グループの事業においては、継続的な事業成長の実現に向け、引き続き人材採用および開発投資に積極的に取り組んでまいりました。新規の取り組みとしては、「インターネットモニタリング」において、インターネットやソーシャルメディアの過去のモニタリングで培ったリスク対策のノウハウを生かした決済サービス提供事業者・決済サービス導入事業者向け「不正決済対策サービス」の提供を開始いたしました。又、カスタマーリレーション事業の各サービスを組み合わせ、シェアリングエコノミー事業を開始する企業向けに、ユーザーの投稿監視や出品監視、本人認証確認からカスタマーサポート、企業側の損害保険のサポートまでをまとめて行う「シェアエコ運用支援パッケージ」の提供を開始いたしました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高1,804,864千円、営業利益69,068千円、経常利益74,711千円、親会社株主に帰属する四半期純利益48,441千円となりました。

なお、当社グループはカスタマーリレーション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

(注) 出典: Twitter, INC. "Q2 2019 Letter to Shareholders"

②財政状態の概況

第5期連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（資産）

当連結会計年度末における流動資産は532,802千円となり、前連結会計年度末に比べ74,465千円増加いたしました。これは、主に現金及び預金が55,697千円、受取手形及び売掛金が24,010千円増加したこと、仕掛品が6,398千円減少したことによるものであります。固定資産は97,370千円となり、前連結会計年度末に比べ3,146千円増加いたしました。これは主に、建物及び構築物が3,891千円、工具、器具及び備品が2,326千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、630,173千円となり、前連結会計年度末に比べ77,611千円増加いたしました。

（負債）

当連結会計年度末における流動負債は330,134千円となり、前連結会計年度末に比べ58,728千円減少いたしました。これは主に、未払費用が10,746千円増加したこと、短期借入金が75,000千円減少したことによるものであります。固定負債は112,316千円となり、前連結会計年度末に比べ47,732千円減少いたしました。これは主に長期借入金が47,000千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、442,450千円となり、前連結会計年度末に比べ106,461千円減少いたしました。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は187,722千円となり、前連結会計年度末に比べ184,072千円増加いたしました。これは主に、第三者割当増資により、資本金が44,382千円、資本剰余金が77,500千円増加したことと合わせ、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により利益剰余金が69,046千円増加したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は29.8%（前連結会計年度末は0.7%）となりました。

第6期第3四半期連結累計期間（自 2019年1月1日 至 2019年9月30日）

（資産）

当第3四半期連結会計期間末における総資産については、前連結会計年度末に比べ75,766千円増加し、705,940千円となりました。これは主に受取手形及び売掛金が60,257千円、差入保証金が26,344千円増加したことによるものであります。

（負債）

当第3四半期連結会計期間末における負債合計については、前連結会計年度末に比べ28,048千円増加し、470,499千円となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金が16,680千円、未払費用が22,373千円、固定負債その他に含まれる長期預り保証金が13,020千円それぞれ増加したことと合わせ、流動負債その他に含まれる未払金が10,165千円、流動負債その他に含まれる前受金が24,220千円それぞれ減少したことによるものであります。

（純資産）

当第3四半期連結会計期間末における純資産については、前連結会計年度末に比べ47,718千円増加し235,440千円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により利益剰余金が48,441千円増加したことによるものであります。

③キャッシュ・フローの状況

第5期連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ55,697千円増加し、当連結会計年度末の残高は296,215千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は41,652千円（前年同期は1,746千円の獲得）となりました。この主な増加要因は、税金等調整前当期純利益44,567千円の計上及び減価償却費8,828千円であり、主な減少要因は、売上債権の増加額24,179千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果減少した資金は14,469千円（前年同期は43,307千円の支出）となりました。この増加要因は、差入保証金の回収による収入8,677千円であり、主な減少要因は、有形固定資産の取得による支出13,134千円及び差入保証金の差入による支出9,767千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は33,000千円（前年同期は116,236千円の獲得）となりました。この増加要因は、株式の発行による収入155,000千円であり、減少要因は、短期借入金の純減少額75,000千円及び長期借入金の返済による支出47,000千円によるものであります。

④生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループが提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

当社グループの事業はカスタマーリレーション事業の単一セグメントであり、第5期連結会計年度及び第6期第3四半期連結累計期間の販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	第5期連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		第6期第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
カスタマーリレーション事業	2,160,050	113.2	1,804,864
合計	2,160,050	113.2	1,804,864

(注) 1. 最近2連結会計年度及び第6期第3四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第4期連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)		第5期連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		第6期第3四半連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
コナミビジネスエキスパート株式会社	201,621	10.6	—	—	—	—
株式会社バンダイナムコエンターテインメント	—	—	224,323	10.4	—	—

- 第4期連結会計年度の株式会社バンダイナムコエンターテインメントに対する販売実績は、総販売実績に対する割合が10%未満であるため記載を省略しております。
- 第5期連結会計年度のコナミビジネスエキスパート株式会社に対する販売実績は、総販売実績に対する割合が10%未満であるため記載を省略しております。
- 第6期第3四半期連結累計期間の株式会社バンダイナムコエンターテインメントに対する販売実績は、総販売実績に対する割合が10%未満であるため記載を省略しております。
- 第6期第3四半期連結累計期間のコナミビジネスエキスパート株式会社に対する販売実績はありません。
- 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者により、一定の会計基準の範囲内で、かつ、合理的と考えられる見積りが行われている部分があり、資産・負債、収益・費用の金額に反映されております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

②経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の分析

財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概況 ②財政状態の概況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績の分析

第5期連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（売上高）

当連結会計年度における売上高は、カスタマーリレーション事業の受注が好調であったことから前連結会計年度に比べ252,588千円増加し、2,160,050千円（前年同期比13.2%増）となりました。

（売上原価、売上総利益）

当連結会計年度における売上原価は、前連結会計年度に比べ92,210千円増加し、1,316,195千円（前年同期比7.5%増）となりました。これは主に、労務費が161,997千円、地代家賃が14,410千円増加したことに加え、業務委託費が94,216千円減少したことによるものであります。この結果、当連結会計年度の売上総利益は、前連結会計年度に比べ160,377千円増加し、843,854千円（前年同期比23.5%増）となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べ71,978千円増加し、796,471千円（前年同期比9.9%増）となりました。これは主に、売上高の増加に伴い従業員給料及び手当が55,268千円増加したことによるものであります。この結果、当連結会計年度の営業利益は、前連結会計年度に比べ、88,399千円増加し、47,383千円（前年同期は41,016千円の営業損失）となりました。

（営業外収益、営業外費用、経常利益）

当連結会計年度における営業外収益は、前連結会計年度に比べ15,595千円減少し、2,499千円となりました。これは主に、経営指導料が3,350千円、業務受託手数料が10,438千円減少したことによります。又、営業外費用は前連結会計年度に比べ3,321千円減少し、5,315千円となりました。これは主に、為替差損が4,582千円減少したことに加え、租税公課が1,826千円増加したことによります。この結果、当連結会計年度の経常利益は、前連結会計年度に比べ76,126千円増加し、44,567千円（前年同期は31,558千円の経常損失）となりました。

（特別損益、法人税等、親会社株主に帰属する当期純利益）

当連結会計年度における特別利益、特別損失の発生はありません。又、法人税等は、前連結会計年度に比べ7,938千円増加し、8,638千円となりました。この結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べ57,113千円増加し、35,928千円（前年同期は21,185千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

第6期第3四半期連結累計期間（自 2019年1月1日 至 2019年9月30日）

（売上高）

当第3四半期連結累計期間における売上高は、前連結会計年度から続くカスタマーリレーション事業の好調な推移により1,804,864千円となりました。

（売上原価、売上総利益）

当第3四半期連結累計期間における売上原価は1,142,774千円となりました。これは主に、労務費870,988千円の発生によるものであります。この結果、当第3四半期連結累計期間における売上総利益は662,089千円となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当第3四半期連結累計期間における販売費及び一般管理費は593,021千円となりました。これは主に、従業員給料及び手当250,052千円の発生によるものであります。この結果、当第3四半期連結累計期間における営業利益は69,068千円となりました。

（営業外収益、営業外費用、経常利益）

当第3四半期連結累計期間における営業外収益は15,100千円となりました。これは主に、受取賃貸料13,020千円によるものであります。又、営業外費用は9,456千円となりました。これは主に、賃貸費用6,930千円によるものであります。この結果、当第3四半期連結累計期間における経常利益は74,711千円となりました。

（特別損益、法人税等、親会社株主に帰属する四半期純利益）

当第3四半期連結累計期間においては特別損益の発生はありません。又、法人税等は26,270千円となりました。この結果、当第3四半期連結累計期間における親会社株主に帰属する四半期純利益は48,441千円となりました。

③当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

④資本の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度における当社の運転資金需要のうち主なものは、カスタマーリレーション事業のサービス提供における人件費、外注費、地代家賃等の営業費用であります。運転資金につきましては、自己資金、金融機関からの借入金、新株発行による調達資金により充当することとしております。

なお、当社の資金の流動性につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概況 ③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおり、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は296,215千円となっており、当面事業を継続していく上で十分な流動性を確保しております。又、現時点において重要な資本的支出の予定はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

研究開発活動は、既存サービスの付加価値向上と新しいサービスの開発による新たなビジネスチャンスの獲得を目的として、カスタマーリレーション事業のサービス提供における業務プロセスの効率化や自動化等の技術開発研究を行っております。

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）においては69,289千円、第6期第3四半期連結累計期間（自 2019年1月1日 至 2019年9月30日）においては46,758千円の研究開発費を計上しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第5期連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

当連結会計年度における設備投資の総額は、13,134千円であります。これは主に、仙台センターにおける人数増加に対応するためのオフィス移転に伴う工事及び什器の購入によるものであります。又、当連結会計年度において、重要な設備の除去、売却等はありません。

なお、当社グループは、カスタマーリレーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第6期第3四半期連結累計期間（自 2019年1月1日 至 2019年9月30日）

当第3四半期連結累計期間における設備投資の総額は、13,943千円であります。これは主に、本社会議室フロアの契約主体変更に伴う償却資産の譲受、人数増加及び入れ替えに伴うパソコン購入によるものであります。又、当第3四半期連結累計期間において、重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社グループは、カスタマーリレーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。なお、当社グループは、カスタマーリレーション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

(1) 提出会社

2018年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (人)
		建物 及び構築物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都品川区)	事業設備	8,872	3,781	2,086	14,740	87 (99)
仙台センター (宮城県仙台市若林区)	事業設備	4,371	1,906	—	6,277	17 (88)
福岡センター (福岡県福岡市中央区)	事業設備	6,655	283	—	6,939	27 (103)

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 現在休止中の設備はありません。

3. 従業員数は就業人数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、従業員数欄の（ ）外書きには、臨時従業員数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）の年間平均人員であります。

4. 上記の他、主要な賃借設備として以下のものがあります。

2018年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	賃借設備	床面積 (m ²)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都品川区)	事業設備	建物	477.70	37,373
仙台センター (宮城県仙台市若林区)	事業設備	建物	449.77	21,065
福岡センター (福岡県福岡市中央区)	事業設備	建物	540.30	18,436

(2) 国内子会社

2018年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (千円)				従業員数 (人)
			建物 及び構築物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
アディッシュ プラス(株)	本社 (沖縄県那覇 市)	事業設備	3,996	1,667	1,690	7,354	54 (41)

(3) 在外子会社

2018年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (千円)			従業員数 (人)
			工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
adish International Corporation	本社 (フィリピン 共和国マカ ティ市)	事業設備	1,026	277	1,303	79 (—)

3 【設備の新設、除却等の計画】 (2020年1月31日現在)

当社グループの設備投資については、景気予測、業績動向、投資効率、人材の確保等を総合的に勘案して策定しております。設備投資計画は原則的に提出会社が策定しております。

なお、最近日現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	設備の内 容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社福岡 センター	福岡県福 岡市中央 区	運用セン ター増床	8,500	—	自己資金 及び借入 金	2020年6月	2020年7月	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,743,600
計	5,743,600

(注) 1. 2019年12月11日開催の臨時株主総会決議により、同日付で定款変更を行い、発行可能株式総数は425,640株減少し、574,360株となっております。

2. 2019年11月13日開催の取締役会決議により、2019年12月12日付で株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は5,169,240株増加し、5,743,600株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,439,500	非上場	完全議決権株式であり、権利内容として何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	1,439,500	—	—

(注) 1. 2019年11月13日開催の取締役会決議により、2019年12月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,292,310株増加し、1,435,900株となっております。

2. 2019年12月11日開催の臨時株主総会決議により、2019年12月12日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

3. 2020年1月31日付で新株予約権の行使により、発行済株式総数は3,600株増加し、1,439,500株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2017年6月13日	2018年11月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社監査役 3 当社従業員 69 当社子会社取締役 2 当社子会社従業員 10 (注) 8	当社取締役 5 当社監査役 1 当社従業員 75 当社子会社従業員 11 (注) 9
新株予約権の数(個) ※	13,230[12,240]	9,670[9,250]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 13,230[122,400] (注) 1、7	普通株式 9,670[92,500] (注) 1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	600[60] (注) 2、7	10,000[1,000] (注) 2、7
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年6月30日 至 2027年6月29日	自 2020年12月1日 至 2027年6月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 600[60] 資本組入額 300[30] (注) 3、7	発行価格 10,000[1,000] 資本組入額 5,000[500] (注) 3、7
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6	

※ 最近事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月

末現在（2020年1月31日）にかけて変更された事項については、本書提出日現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$

又、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額} + \text{既発行株式数}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}$$

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、又、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 資本組入額は以下のとおりであります。

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定により当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

⑤ 当社株式の上場申請の取締役会決議を停止条件とし、新株予約権を行使できる期間であったとしても、上記取締役会決議がなされるまでは新株予約権を行使することができない。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、次のとおりであります。

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には取締役会決議、又は会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には株主総会）の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ その他新株予約権の行使の条件
（注）4に準じて決定する。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
（注）5に準じて決定する。
 - ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 2019年11月13日開催の取締役会決議により、2019年12月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
8. 新株予約権の行使及び付与対象者の権利放棄並びに退職等の理由による権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員44名、当社子会社取締役1名、当社子会社従業員9名となっております。
9. 付与対象者の退職等の理由による権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役5名、当社監査役1名、当社従業員71名、当社子会社従業員10名となっております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2014年10月1日 (注) 1	100,000	100,000	30,000	30,000	21,830	21,830
2017年11月10日 (注) 2	28,090	128,090	5,618	35,618	5,618	27,448
2018年1月18日 (注) 3	15,500	143,590	77,500	113,118	77,500	104,948
2018年7月31日 (注) 4	—	143,590	△33,118	80,000	—	104,948
2019年12月12日 (注) 5	1,292,310	1,435,900	—	80,000	—	104,948
2020年1月31日 (注) 6	3,600	1,439,500	108	80,108	108	105,056

(注) 1. 株式会社ガイアックスより新設分割により設立

2. 有償第三者割当 28,090株

発行価格 400円

資本組入額 200円

主な割当先 江戸浩樹、杉之原明子、他4名

3. 有償第三者割当 15,500株

発行価格 10,000円

資本組入額 5,000円

割当先 みずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合、MSIVC2016V投資事業有限責任組合、フリービットインベストメント株式会社、株式会社ペイフォワード

4. 会社法第447条第1項の規定に基づき、欠損填補を目的として資本金の額を減少させその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を減少し、同額を繰越利益剰余金に振替えたものであります。この結果、資本金が33,118千円減少（減資割合29.3%）しております。

5. 株式分割（1：10）によるものであります。

6. 新株予約権の行使による増加であります。

(4) 【所有者別状況】

2020年1月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	9	—	—	12	21	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	11,482	—	—	2,913	14,395	—
所有株式数の割合 (%)	—	—	—	79.76	—	—	20.24	100	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年1月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,439,500	14,395	権利内容として何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,439,500	—	—
総株主の議決権	—	14,395	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、剰余金の配当につきましては、企業としての競争力の確保とさらなる事業拡大の実現が株主に対する最大の利益還元につながるという考えのもと、当面の間は内部留保の充実及び事業投資の推進を図ることを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度につきましては、基本方針に従い、事業拡大及び内部留保の充実に注力したことから、配当を実施しておりません。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、当社サービスの開発及び技術革新、人材の獲得に向け有効投資してまいりたいと考えております。

なお、当社は、「取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	—	江戸 浩樹	1982年 1月18日生	2004年4月 株式会社ガイアックス 入社 2011年5月 GaiaX Asia Corporation (現adish International Corporation) 設立 代表取締役就任 2012年6月 株式会社GaiaX Interactive Solutions (現アディッシュプラス株式会社) 設立 代表取締役就任 2012年11月 GaiaX Asia Corporation (現adish International Corporation) 取締役就任 2014年10月 当社 設立 代表取締役就任 (現任) 2015年4月 アディッシュプラス株式会社 取締役就任 (現任) 2015年4月 株式会社ガイアックス 執行役就任 2017年8月 adish International Corporation 取締役会長 就任 (現任) 2018年5月 一般財団法人全国SNSコンサルティング協議会 理事就任 (現任)	(注) 3	204,100
取締役	管理本部 管掌	杉之原 明子	1986年 11月20日生	2010年4月 株式会社ガイアックス 入社 2012年4月 同社 スクールガーディアン事業リーダー就任 2014年10月 当社 設立 取締役管理本部長就任 (現任)	(注) 3	19,200
取締役	技術開発部 及び マーケティング部 管掌	池谷 昌大	1977年 5月14日生	2003年11月 イノテック株式会社 入社 2009年2月 株式会社ガイアックス 入社 2012年10月 同社 コミュニティパトロール事業リーダー就任 2014年10月 当社 取締役就任 (現任)	(注) 3	19,200
取締役	カスタマー ソリューション事業部 及びフロント サポート 事業部管掌	石川 琢磨	1972年 11月22日生	2009年1月 株式会社クレスコ・コミュニケーションズ 入社 2012年6月 株式会社GaiaX Interactive Solutions (現アディッシュプラス株式会社) 取締役就任 2012年7月 株式会社ガイアックス 入社 ソーシャルアプリ サポート事業リーダー就任 2014年10月 当社 取締役就任 (現任) 2015年4月 アディッシュプラス株式会社 代表取締役就任 (現任)	(注) 3	19,200
取締役	オンライン コミュニティ事業部 及びスクール ガーディアン 事業部管 掌	吉川 敏広	1968年 3月9日生	2000年1月 ヤフー株式会社 入社 2014年7月 株式会社ガイアックス 入社 2014年10月 当社 入社 2016年6月 当社 スクールガーディアン事業部長就任 2018年3月 当社 取締役兼オンラインコミュニティ事業部長 就任 (現任)	(注) 3	19,200

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	—	谷井 等	1972年 6月2日生	2005年6月 2012年3月 2015年12月 2016年9月 2017年2月 2017年3月 2019年1月 2019年7月 2019年8月 2019年12月 2020年1月	株式会社四次元グループ（現シナジーマーケティング株式会社） 設立 代表取締役就任 株式会社ホットリンク 社外取締役就任 株式会社コーフェイム 社外取締役就任 株式会社マーケットエンタープライズ 社外取締役（現任） 株式会社ペイフォワード 代表取締役就任（現任） 当社 社外取締役就任（現任） 株式会社スペースエンジン 社外取締役就任（現任） シナジーマーケティング株式会社 取締役会長就任（現任） 株式会社エニキャリ 社外取締役（現任） 株式会社オンデック 社外取締役（現任） ハッピーPR株式会社 代表取締役就任（現任）	(注) 3	15,000 (注) 5
常勤監査役	—	秋場 修	1971年 12月21日生	2000年4月 2015年9月 2017年3月	株式会社リクルートスタッフィング 入社 当社 入社 当社 常勤監査役就任（現任）	(注) 4	1,200
監査役	—	馬淵 泰至	1974年 5月11日生	2002年10月 2010年8月 2014年1月 2016年8月 2017年3月	ルネス総合法律事務所 入所 馬淵泰至税理士事務所 開業（現任） みなと青山法律事務所 開業（現任） 株式会社みなと青山 代表取締役選任（現任） 当社 監査役就任（現任）	(注) 4	1,200
監査役	—	飯塚 隆	1961年 10月29日生	1998年12月 2005年7月 2016年7月 2017年3月	パリ国立銀行（現BNPパリバ銀行） 入行 東京支店 内部監査部長就任 飯塚隆公認会計士事務所 開業（現任） ミミワークス株式会社 代表取締役就任（現任） 当社 監査役就任（現任）	(注) 4	1,200
計							299,500

- (注) 1. 取締役谷井等は、社外取締役であります。
2. 監査役馬淵泰至及び飯塚隆は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2019年12月11日開催の臨時株主総会の終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2019年12月11日開催の臨時株主総会の終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 取締役谷井等の所有株式数は、同氏が代表取締役を務め、同氏及び同氏の親族が株式を保有する株式会社ペイフォワードが所有する株式数を含んでおります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

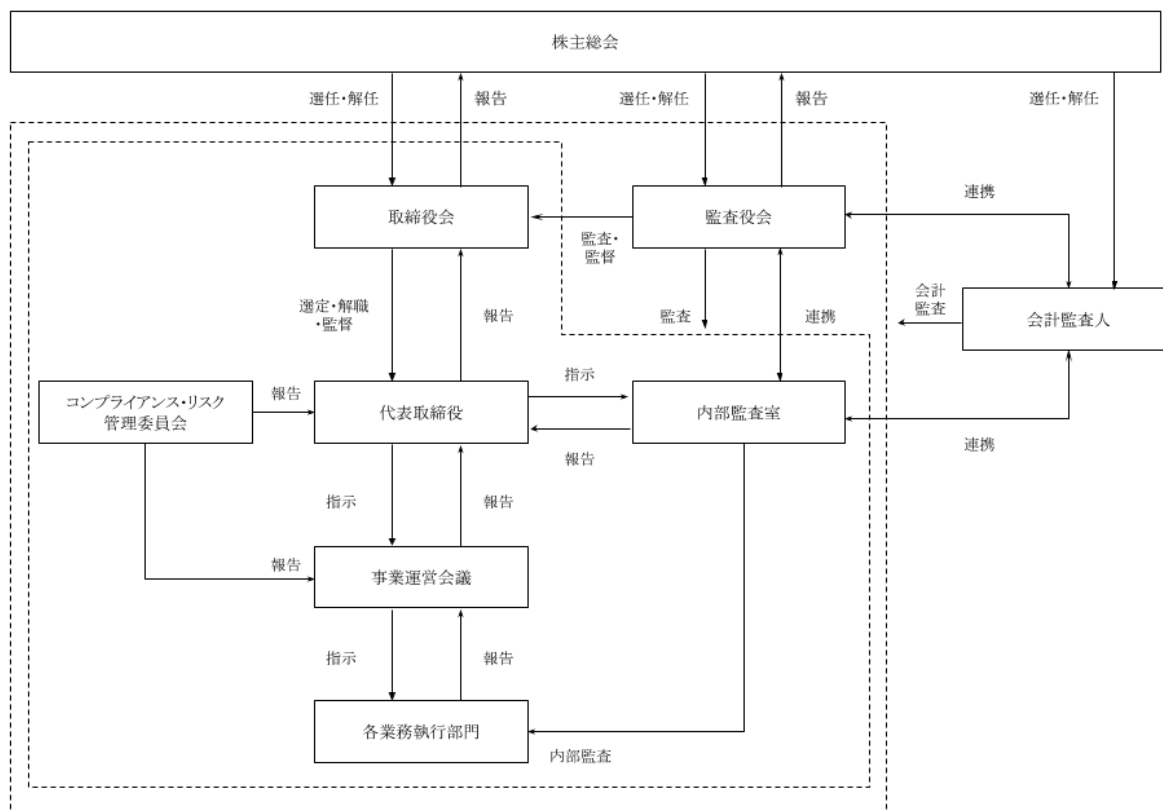
(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、当社グループの「つながりを常によるこびに (Delight in Every Connection)」というミッションのもと、すべてのステークホルダーと信頼関係を築き持続的成長と発展を遂げるためには、経営の健全性、遵法性、及び透明性の確立が不可欠であると認識しております。これらを実現するため、迅速かつ適切な経営判断と独立した監査機能の発揮、実効性のある内部統制システムの構築、並びに適時適切な情報開示を推進してまいります。又、すべての役職員に対し、企業の社会的責任に関する意識向上を徹底してまいります。

①企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

本書提出日現在、当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は以下のとおりであります。



i) 取締役及び取締役会

当社の取締役会は、取締役6名で構成され、うち1名が社外取締役であります。取締役会は、迅速かつ適確な経営の意思決定を行うとともに、法令及び定款に則り、正確な経営情報を迅速に開示できる体制を構築するため、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。社外取締役は、第三者の視点で当社の状況を俯瞰し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

ii) 監査役及び監査役会

当社の監査役会は、監査役3名で構成され、うち2名が社外監査役、1名が常勤監査役であります。社外監査役のうち1名は弁護士及び税理士の資格を有し、1名は公認会計士及び税理士の資格を有しており、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見、専門性の高い助言、発言を述べております。監査役は、監査計画に基づき監査を実施し、監査役会を月1回以上開催しております。又、内部監査室長及び会計監査人と定期的に会議を開催することにより、監査に必要な情報を共有しております。

iii) 事業運営会議

当社は、社外取締役を除く取締役及び各業務執行部門の長で構成される事業運営会議を原則毎週1回開催しております。事業運営会議は、取締役会で決定した経営基本方針に基づき、事業推進及び会社基盤について各部より状況共有、それに伴う施策の決定及び重要事項の協議を行っております。

iv) コンプライアンス・リスク管理委員会

当社グループは、「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」を定め、代表取締役を長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、四半期に一度の頻度で開催しております。同委員会は、当社グループのコンプライアンスの推進、想定し得るリスクを分析することでリスク発生の防止を議論し、有事の際のリスクマネジメントの実行等の機能を担っております。

v) 内部監査室

当社グループでは、監査を担当する部署として内部監査室を設置し、内部監査室長1名及び内部監査担当者2名が、代表取締役の承認を得た内部監査計画書に基づき、内部監査を実施しております。なお、内部監査室長1名及び内部監査担当者のうち1名は経営管理部に、1名はカスタマーソリューション事業部に属しております。経営管理部所属の内部監査担当者1名が、自己の属する部門を除く当社の全部門をカバーするよう内部監査を実施し、経営管理部が属する管理本部に対する内部監査については、カスタマーソリューション事業部長が内部監査担当者となることで、相互に牽制する体制を採っております。内部監査結果については、内部監査終了後、被監査部門長に事実確認を行い、内部監査報告書を作成し代表取締役に報告しております。改善点については、改善指示として代表取締役名にて監査部門へ監査結果及び改善事項を通知し、改善状況報告の提出を求め、業務改善を行っております。

vi) 会計監査人

当社グループの会計監査については、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、当該監査を受けております。監査役及び監査役会は、会計監査人からの監査計画の概要及び監査重点項目の報告を受け、監査役会からも会計監査人に対し、監査役監査計画の説明を行っております。監査結果については、定期的に報告を受け、情報交換や意見交換を行うなど連携を図っております。

ロ. 当該体制を採用する理由

当社グループは、取締役会、取締役会のモニタリング機関として監査役会及び会計監査人を設置するとともに、内部監査室による内部監査を実施することで、適正性の確認、不正の防止、経営効率の向上等を図っております。これらの各機関の相互連携により、コーポレート・ガバナンスが有効に機能すると判断し、現状の体制を採用しております。

ハ. 内部統制システムの整備状況

当社グループは、会社法に基づく業務の適正性を確保するための体制として、以下のとおり内部統制システム構築の基本方針を定め、これに基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。

i) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社グループ（当社およびその子会社（会社法第2条第3号によるもの）。以下同じ）は、当社が掲げる「ミッション」、「スタンダード」、当社の「倫理規程」等のコンプライアンス体制に関わる規程を、当社の取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- (b) 取締役・使用人の中からコンプライアンス統括責任者を選任し、当社の横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、取締役・使用人の教育、啓蒙を図る。
- (c) 内部監査室は、管理本部と連携しコンプライアンスの状況を定期的に監査する。その監査結果については、代表取締役に報告する。
- (d) 当社内における法令遵守上疑義がある行為等について、使用人が直接通報を行う手段を確保する。

ii) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行に係る情報・文書（電磁的記録を含む）については、「文書管理規程」に従い、保存・管理し、取締役及び監査役が当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保する。
- (b) 「文書管理規程」には保存対象情報の定義、保管期間、保管責任部署等を定める。

iii) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスクの未然防止、極小化のために、「リスク管理規程」に基づきコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社のリスクを網羅的、総括的に管理する。
- (b) 取締役・使用人のリスク管理マインド向上のために、勉強会、研修を定期的実施する。又、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。

- iv) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等により、当社グループの取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を定め、職務執行の効率性を確保する。
 - (b) 「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は適宜改訂する。
 - (c) その他業務の合理化、電子化に向けた取組により、職務の効率性確保を図る体制の整備を行う。
 - (d) 取締役会、事業運営会議による月次業績のレビューと改善策の実施を行う。

- v) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (a) 当社グループの業務適正確保の観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、子会社への指導、支援を実施する。
 - (b) 内部監査室は定期的に当社グループの内部監査を実施し、当社グループの内部統制の有効性と妥当性を確保する。又、監査結果については、代表取締役へ報告する。
 - (c) 子会社を担当する役員又は担当部門を明確にし、必要に応じて適正な指導、管理を行う。又、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社へ報告する。

- vi) 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (a) 監査役が監査を行うために補助使用人を必要とする場合には、取締役会は補助使用人を設置するかどうか、人数、報酬、地位(専属か兼業か)について決議する。
 - (b) 補助使用人の異動には監査役の同意を必要とし、又、その人事評価は監査役が行う。
 - (c) 監査役から監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けない。

- vii) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (a) 当社グループの取締役、又は使用人は、監査役から報告を求められた場合は直ちに書面(やむを得ない場合に限り口頭)で報告する。
 - (b) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを保障する。
 - (c) 内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

- viii) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査の実施にあたり、監査役が必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
 - (b) 監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
 - (c) 監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があるときは追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
 - (d) 監査役は、取締役会、事業運営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて説明及び関係資料の提示を求めることができる。

- ix) 監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に係わる方針
監査役の職務の執行について生ずる費用の前払、又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用、又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制を整備する。

- x) 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (a) 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を整備する。
 - (b) 前号の仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば適宜是正を行う。

- xi) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備
 - (a) 反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、「反社会的勢力への対応に関する規程」において「反社会的勢力との一切の関係を排除する」旨を規定し、全取締役・使用人へ周知徹底する。
 - (b) 反社会的勢力排除に向け、不当要求がなされた場合の対応基本方針、対応責任部署、対応措置、報告・届出体制等を定めた対応規程を制定し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備する。

ニ. リスク管理体制の整備の状況

当社グループは、「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」に基づき、リスク発生の防止および会社損失の最小化に努めております。又、コンプライアンス・リスク管理委員会においてリスクマネジメントに関する審議を行い、必要に応じて弁護士、監査法人、税理士、社会保険労務士等の外部専門家と連携を取れる体制を構築するとともに、内部監査室及び監査役による監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見に努めております。

ホ. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

子会社の業務の適正を確保するための体制といたしましては、以下のとおりであります。

i) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (a) 子会社の取締役等から当該事業及び財務状況並びにその他の重要な情報に係る適切な報告を当社が受けるため、必要に応じて、当社の取締役又は使用人は子会社の開催する取締役会等に適宜出席する。
- (b) 子会社の経営については、自主性を尊重しつつも、当社又は当社グループ全体に影響を与えられらるる重要事象については、当社取締役会への付議等を行う。
- (c) 当社の取締役等又は使用人を子会社の取締役等に推薦することにより、当社グループ全体としての情報の共有を図る。

ii) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社各社が当社の「リスク管理規程」及び各国法令等に則り、適宜規程等を定めてそれを運用するよう指導及び監督を行うとともに、全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

iii) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社に対して、取締役会非設置会社の選択や、子会社の取締役等のみで決議が可能な事項等について基準を定めさせる等、子会社の事業内容や規模等に応じて子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

iv) 子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社各社が当社の「コンプライアンス規程」及び各国法令等に則り、適宜規程等を定めて企業倫理の浸透を率先して行う体制を構築しそれを運用するよう、指導及び監督を行う。

- (a) 当社は、「関係会社管理規程」に従って、当社における業務の適正を確保し、子会社の適切な管理、実践を可能とする体制を構築する。
- (b) 当社の監査役及び監査役会並びに内部監査室は、当社における業務の適正を確保する目的により、子会社の業務の適正性等につき必要に応じて適宜調査等を行う。

②内部監査及び監査役監査の状況

イ. 内部監査

当社では、「内部監査規程」に基づき、内部監査室による内部監査を実施することによって、当社グループにおける会社業務の全般にわたる管理・運営の制度、及び業務遂行状況を適法性と合理性の観点から検討・評価し、その結果に基づく改善措置、改善計画等の遂行状況の報告を受けることとしております。内部監査業務従事者は3名であります。

ロ. 監査役監査

当社は、常勤監査役1名、社外監査役2名により、監査役監査を実施しております。社外監査役の馬淵泰至は弁護士及び税理士、社外監査役の飯塚隆は公認会計士及び税理士の資格を有しており、監査役相互で連携することで効果的な監査を実施しております。又、監査役会において決定した監査方針、監査役監査計画等に基づき、取締役会に出席するほか、取締役の職務及び各業務執行部門へ執行状況を聴取し、重要な決裁書類の閲覧等を行うことにより、適切に監査しております。

ハ. 相互連携

当社の監査役は、内部監査室長及び会計監査人と年4回の頻度で三者連絡会を開催し、情報共有を行うことで相互連携を図っております。又、常勤監査役と内部監査室は、月1回の頻度で連絡会を実施し、それぞれの監査状況の内容及び課題を共有し、相互連携を図っております。

③会計監査の状況

当社は、EY新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結しております。同監査法人及び同監査法人の業務執行社員と当社との間に特別の利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。なお、継続監査年数については7年以内であるため記載を省略しております。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
 指定有限責任社員 業務執行社員 高橋幸毅
 指定有限責任社員 業務執行社員 佐藤武男

- ・会計監査業務に係る補助者の構成
 公認会計士 7名
 その他 3名

④社外取締役及び社外監査役

本書提出日現在、当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役及び社外監査役は、経営者や公認会計士・税理士・弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき当社の経営全般に対する独立した客観的な観点からの助言・提言を行うことで取締役等の職務執行の監督を行っております。又、社外取締役及び社外監査役は、取締役会又は監査役会を通じて内部監査室及び会計監査人との連携状況や監査結果について報告を受けると共に、必要に応じて情報交換を行うことで、経営監査・監督機能の強化を図っております。

なお、当社は社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役の谷井等は、上場企業の代表取締役を過去に務めたことから、企業経営者として経営に関する豊富な知識と経験を有しており、経営全般の監督と有効な助言を期待し、当社の社外取締役として適任であると判断しております。

社外監査役の馬淵泰至は、弁護士・税理士としての専門的な知識と幅広い経験から、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行可能と判断し選任しております。

社外監査役の飯塚隆は、公認会計士・税理士としての専門的な知識と幅広い経験から、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行可能と判断し選任しております。

なお、谷井等は当社新株予約権を120個、馬淵泰至は当社株式を1,200株、飯塚隆は当社株式を1,200株保有しております。又、谷井等が代表取締役を務める株式会社ペイフォワードは当社株式を15,000株所有しております。又、株式会社ペイフォワードが議決権の過半数を所有する会社であるシナジーマーケティング株式会社と取引関係がありますが、会社間での一般的な取引であり、社外取締役個人が直接利害関係を有する取引はありません。これらの関係以外に、当社と社外取締役及び社外監査役の間に、人的関係、資金的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

⑤役員報酬等

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	37,484	37,484	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く)	4,800	4,800	—	—	1
社外役員	5,400	5,400	—	—	3

ロ. 提出会社役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬については、株主総会で承認された取締役報酬額の範囲内において決定することとし、取締役会からの委任に基づき、担当責任分野や各人業績等を踏まえ代表取締役が決定しております。又、監査役の報酬につきましては、株主総会で承認された範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役の協議により決定しております。取締役の報酬限度額は、2017年11月10日開催の臨時株主総会において年額200,000千円以内と決議しております。監査役の報酬限度額は、2019年4月26日開催の臨時株主総会において年額50,000千円以内と決議されております。

ホ. 責任限定契約

当社は、取締役及び監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当社は、社外取締役、常勤監査役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令に定める最低責任限度額としております。

⑥株式の保有状況

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

該当事項はありません。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

⑦取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

⑧取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑨株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑩取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

ロ. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行えるようにするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	8,600	600	13,000	—
計	8,600	600	13,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

当社の連結子会社であるadish International Corporationは、EY新日本有限責任監査法人が所属する国際ネットワーク組織であるErnst & YoungのメンバーファームであるSyCip Gorres Velayo & Companyに対して、監査証明業務に基づく費用として557千円を支払っております。

(最近連結会計年度)

当社の連結子会社であるadish International Corporationは、EY新日本有限責任監査法人が所属する国際ネットワーク組織であるErnst & YoungのメンバーファームであるSyCip Gorres Velayo & Companyに対して、監査証明業務に基づく費用として548千円を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、株式上場申請のための短期調査 (ショートレビュー) 報告書作成業務であります。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社グループの監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、当社の事業規模、監査日数及び業務の特性等を勘案して、監査法人との協議の上で、監査役会の同意を得た上で取締役会にて決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（2017年1月1日から2017年12月31日まで）及び当連結会計年度（2018年1月1日から2018年12月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（2017年1月1日から2017年12月31日まで）及び当事業年度（2018年1月1日から2018年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2019年1月1日から2019年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更に的確に対応するために、適切な財務報告のための社内体制構築、各種団体の主催する研修等への参加などを通じて、積極的な専門知識の蓄積並びに情報収集活動に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	240,517	296,215
受取手形及び売掛金	187,241	211,251
仕掛品	6,398	—
前払費用	20,200	21,538
繰延税金資産	1,453	1,900
その他	4,022	3,242
貸倒引当金	△1,496	△1,346
流動資産合計	458,337	532,802
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	36,009	42,405
減価償却累計額	△16,004	△18,509
建物及び構築物（純額）	20,005	23,896
工具、器具及び備品	13,652	19,082
減価償却累計額	△7,314	△10,418
工具、器具及び備品（純額）	6,338	8,664
有形固定資産合計	26,343	32,561
無形固定資産		
のれん	1,750	750
その他	5,780	4,054
無形固定資産合計	7,530	4,804
投資その他の資産		
長期貸付金	29	—
差入保証金	56,633	55,194
繰延税金資産	3,252	4,502
その他	1,439	1,170
貸倒引当金	△1,004	△862
投資その他の資産合計	60,350	60,005
固定資産合計	94,224	97,370
資産合計	552,561	630,173

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	25,607	23,844
短期借入金	※ 75,000	—
1年内返済予定の長期借入金	47,000	47,000
未払金	34,627	30,580
未払費用	120,587	131,334
未払法人税等	1,298	8,852
未払消費税等	37,722	44,543
前受金	34,477	27,857
預り金	11,797	15,180
その他	743	941
流動負債合計	388,862	330,134
固定負債		
長期借入金	158,000	111,000
退職給付に係る負債	1,125	1,316
その他	923	—
固定負債合計	160,049	112,316
負債合計	548,911	442,450
純資産の部		
株主資本		
資本金	35,618	80,000
資本剰余金	27,448	104,948
利益剰余金	△63,096	5,949
株主資本合計	△30	190,898
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	3,680	△3,175
その他の包括利益累計額合計	3,680	△3,175
純資産合計	3,649	187,722
負債純資産合計	552,561	630,173

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(2019年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	261,585
受取手形及び売掛金	271,509
仕掛品	3,400
原材料及び貯蔵品	1,022
その他	36,228
流動資産合計	573,746
固定資産	
有形固定資産	40,564
無形固定資産	
のれん	187
その他	2,935
無形固定資産合計	3,122
投資その他の資産	
差入保証金	81,538
その他	8,278
貸倒引当金	△1,310
投資その他の資産合計	88,507
固定資産合計	132,193
資産合計	705,940

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(2019年9月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	28,901
短期借入金	※ 8,000
1年内返済予定の長期借入金	63,680
未払法人税等	21,707
未払費用	153,707
その他	69,977
流動負債合計	345,974
固定負債	
長期借入金	109,700
退職給付に係る負債	1,430
その他	13,394
固定負債合計	124,524
負債合計	470,499
純資産の部	
株主資本	
資本金	80,000
資本剰余金	104,948
利益剰余金	54,391
株主資本合計	239,339
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	△3,899
その他の包括利益累計額合計	△3,899
純資産合計	235,440
負債純資産合計	705,940

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
売上高	1,907,461	2,160,050
売上原価	1,223,984	1,316,195
売上総利益	683,477	843,854
販売費及び一般管理費	※1, ※2 724,493	※1, ※2 796,471
営業利益又は営業損失(△)	△41,016	47,383
営業外収益		
受取利息	66	109
経営指導料	3,350	—
業務受託手数料	11,160	721
助成金収入	2,610	585
貸倒引当金戻入額	6	56
雑収入	902	1,027
営業外収益合計	18,095	2,499
営業外費用		
支払利息	2,948	2,199
租税公課	—	1,826
為替差損	5,688	1,106
その他	—	182
営業外費用合計	8,637	5,315
経常利益又は経常損失(△)	△31,558	44,567
特別利益		
負ののれん発生益	13,675	—
その他	1,031	—
特別利益合計	14,707	—
特別損失		
固定資産除却損	※3 3,633	—
特別損失合計	3,633	—
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△20,485	44,567
法人税、住民税及び事業税	5,315	10,339
法人税等調整額	△4,615	△1,701
法人税等合計	700	8,638
当期純利益又は当期純損失(△)	△21,185	35,928
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△21,185	35,928

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	△21,185	35,928
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	3,680	△6,855
その他の包括利益合計	※ 3,680	※ △6,855
包括利益	△17,505	29,072
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△17,505	29,072

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
売上高	1,804,864
売上原価	1,142,774
売上総利益	662,089
販売費及び一般管理費	593,021
営業利益	69,068
営業外収益	
受取利息	64
受取賃貸料	13,020
その他	2,015
営業外収益合計	15,100
営業外費用	
支払利息	1,571
賃貸費用	6,930
その他	954
営業外費用合計	9,456
経常利益	74,711
税金等調整前四半期純利益	74,711
法人税、住民税及び事業税	26,826
法人税等調整額	△556
法人税等合計	26,270
四半期純利益	48,441
親会社株主に帰属する四半期純利益	48,441

【四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
四半期純利益	48,441
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	△723
その他の包括利益合計	△723
四半期包括利益	47,718
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	47,718

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	30,000	21,830	△41,911	9,918
当期変動額				
新株の発行	5,618	5,618		11,236
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△21,185	△21,185
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				—
当期変動額合計	5,618	5,618	△21,185	△9,949
当期末残高	35,618	27,448	△63,096	△30

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	—	—	1,031	10,949
当期変動額				
新株の発行				11,236
親会社株主に帰属する当期純損失（△）				△21,185
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,680	3,680	△1,031	2,648
当期変動額合計	3,680	3,680	△1,031	△7,300
当期末残高	3,680	3,680	—	3,649

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	35,618	27,448	△63,096	△30
当期変動額				
新株の発行	77,500	77,500		155,000
減資	△33,118	33,118		—
欠損填補		△33,118	33,118	—
親会社株主に帰属する当期純利益			35,928	35,928
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				—
当期変動額合計	44,382	77,500	69,046	190,928
当期末残高	80,000	104,948	5,949	190,898

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	3,680	3,680	3,649
当期変動額			
新株の発行			155,000
減資			—
欠損填補			—
親会社株主に帰属する当期純利益			35,928
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6,855	△6,855	△6,855
当期変動額合計	△6,855	△6,855	184,072
当期末残高	△3,175	△3,175	187,722

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△20,485	44,567
減価償却費	7,411	8,828
差入保証金償却額	4,109	2,067
のれん償却額	1,000	1,000
負ののれん発生益	△13,675	—
貸倒引当金の増減額(△は減少)	411	△217
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	468	266
受取利息	△66	△109
支払利息	2,948	2,199
為替差損益(△は益)	3,123	△649
有形固定資産除却損	3,633	—
売上債権の増減額(△は増加)	△28,484	△24,179
たな卸資産の増減額(△は増加)	△6,398	6,398
仕入債務の増減額(△は減少)	8,128	△1,756
未払消費税等の増減額(△は減少)	6,487	6,828
未払金の増減額(△は減少)	443	△3,813
未払費用の増減額(△は減少)	34,742	10,797
前受金の増減額(△は減少)	12,372	△6,620
その他	△6,687	655
小計	9,483	46,264
利息の受取額	66	108
利息の支払額	△3,011	△1,986
法人税等の支払額	△4,792	△2,734
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,746	41,652
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△13,253	△13,134
無形固定資産の取得による支出	△6,685	△274
差入保証金の差入による支出	△24,795	△9,767
差入保証金の回収による収入	175	8,677
貸付けによる支出	—	△300
貸付金の回収による収入	2,584	329
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △1,333	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△43,307	△14,469
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	75,000	△75,000
長期借入れによる収入	130,000	—
長期借入金の返済による支出	△100,000	△47,000
株式の発行による収入	11,236	155,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	116,236	33,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	△253	△4,484
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	74,420	55,697
現金及び現金同等物の期首残高	166,097	240,517
現金及び現金同等物の期末残高	※1 240,517	※1 296,215

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

アディッシュプラス株式会社

adish International Corporation

上記のうち、adish International Corporationについては、当連結会計年度において新規に取得したため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

又、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8年～15年

工具、器具及び備品 3年～10年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

小規模企業等における簡便法の採用

在外連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

アディッシュプラス株式会社

adish International Corporation

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

該当事項はありません。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

又、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8年～15年

工具、器具及び備品 3年～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

小規模企業等における簡便法の採用

在外連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

前連結会計年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2016年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※ 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
当座貸越極度額の総額	25,000千円	25,000千円
借入実行残高	25,000	—
差引額	—	25,000

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
従業員給料及び手当	252,285千円	307,554千円
貸倒引当金繰入額	417	△160
退職給付費用	63	29
業務委託費	131,719	104,327

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
	47,911千円	69,289千円

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
建物及び構築物	3,633千円	—千円
計	3,633	—

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	3,680千円	△6,855千円
その他の包括利益合計	3,680	△6,855

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数 (株)	当連結会計年度増 加株式数 (株)	当連結会計年度減 少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	100,000	28,090	—	128,090
合計	100,000	28,090	—	128,090

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加28,090株は第三者割当増資によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オ プションとし ての新株予約 権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数 (株)	当連結会計年度増 加株式数 (株)	当連結会計年度減 少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	128,090	15,500	—	143,590
合計	128,090	15,500	—	143,590

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加15,500株は第三者割当増資によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
現金及び預金勘定	240,517千円	296,215千円
現金及び現金同等物	240,517	296,215

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

株式の取得により新たにadish International Corporationを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにadish International Corporation株式の取得価額とadish International Corporation取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	95,457 千円
固定資産	4,589
負ののれん	△13,675
流動負債	△7,959
固定負債	△619
adish International Corporation 株式取得価額	77,791
adish International Corporation 現金及び現金同等物	△76,457
差引: adish International Corporation取得のための支出	1,333

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、主に銀行借入により必要な資金を調達しております。資金運用については短期的な預貯金等に限定しております。又、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのすべてが1か月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金を調達したものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

営業債権については、与信管理規程に基づき、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念債権の早期把握等により、損害防止と取引の安全向上に努めております。

② 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

変動金利の借入金の金利変動リスクについては、随時市場金利の動向を監視しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行出来なくなるリスク) の管理

適時に資金繰り計画を作成、更新するとともに、相当額の手許流動性を維持し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません (注) 2. 参照)。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	240,517	240,517	—
(2) 受取手形及び売掛金	187,241	187,241	—
資産計	427,759	427,759	—
(1) 買掛金	25,607	25,607	—
(2) 短期借入金	75,000	75,000	—
(3) 未払金	34,627	34,627	—
(4) 未払法人税等	1,298	1,298	—
(5) 未払消費税等	37,722	37,722	—
(6) 長期借入金 (*)	205,000	205,092	92
負債計	379,255	379,348	92

(*) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。ただし、変動金利による借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2017年12月31日)
差入保証金	56,633

差入保証金については、償還スケジュールが未確定で将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象に含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	240,517	—	—	—
受取手形及び売掛金	187,241	—	—	—
合計	427,759	—	—	—

4. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	75,000	—	—	—	—	—
長期借入金	47,000	47,000	47,000	49,000	15,000	—
合計	122,000	47,000	47,000	49,000	15,000	—

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、主に銀行借入により必要な資金を調達しております。資金運用については短期的な預貯金等に限定しております。又、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのすべてが1か月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金を調達したものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に基づき、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念債権の早期把握等により、損害防止と取引の安全向上に努めております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

変動金利の借入金の金利変動リスクについては、随時市場金利の動向を監視しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行出来なくなるリスク）の管理

適時に資金繰り計画を作成、更新するとともに、相当額の手許流動性を維持し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	296,215	296,215	—
(2) 受取手形及び売掛金	211,251	211,251	—
資産計	507,467	507,467	—
(1) 買掛金	23,844	23,844	—
(2) 未払金	30,580	30,580	—
(3) 未払法人税等	8,852	8,852	—
(4) 未払消費税等	44,543	44,543	—
(5) 長期借入金 (*)	158,000	158,145	145
負債計	265,820	265,965	145

(*) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。ただし、変動金利による借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2018年12月31日)
差入保証金	55,194

差入保証金については、償還スケジュールが未確定で将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象に含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	296,215	—	—	—
受取手形及び売掛金	211,251	—	—	—
合計	507,467	—	—	—

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	47,000	47,000	49,000	15,000	—	—
合計	47,000	47,000	49,000	15,000	—	—

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内子会社は、退職金制度を導入していないため、記載はありません。

なお、在外子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	— 千円
退職給付費用	468
企業結合 (注)	619
在外子会社の換算差額	37
退職給付に係る負債の期末残高	1,125

(注) 企業結合による増加は、adish International Corporationの取得によるものであります。

(注記「企業結合等関係」参照。)

3. 簡便法で計算した退職給付費用 当連結会計年度468千円

当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内子会社は、退職金制度を導入していないため、記載はありません。

なお、在外子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	1,125千円
退職給付費用	266
在外子会社の換算差額	△76
退職給付に係る負債の期末残高	1,316

3. 簡便法で計算した退職給付費用 当連結会計年度266千円

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2017年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社従業員 69名 当社子会社取締役 2名 当社子会社従業員 10名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1、3	普通株式 45,630株
付与日	2017年6月29日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 2019年6月30日 至 2027年6月29日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由があると会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定により当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ 当社株式の上場申請の取締役会決議を停止条件とし、新株予約権を行使できる期間であったとしても、上記取締役会決議がなされるまでは新株予約権を行使することができない。

3. 2019年12月12日付で株式分割(普通株式1株につき10株の割合)を行っておりますが、「株式の種類別のストック・オプションの数」には当該株式分割前の「株式の種類別のストック・オプションの数」を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2017年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2017年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	45,630
失効	28,090
権利確定	—
未確定残	17,540
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 2019年12月12日付で株式分割（普通株式1株につき10株の割合）を行っておりますが、「付与」、「失効」及び「未確定残」は当該株式分割前の「付与」、「失効」及び「未確定残」を記載しております。

② 単価情報

	2017年ストック・オプション
権利行使価格 (注) (円)	600
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

(注) 2019年12月12日付で株式分割（普通株式1株につき10株の割合）を行っておりますが、「権利行使価格」は当該株式分割前の「権利行使価格」を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が株式を上場していないことから単位当たりの本源的価値の見積りによっております。又、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる当社株式の評価方法は、純資産法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|--|-----|
| ①当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 一千円 |
| ②当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 | 一千円 |

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	2017年ストック・オプション	2018年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社従業員 69名 当社子会社取締役 2名 当社子会社従業員 10名	当社取締役 5名 当社監査役 1名 当社従業員 75名 当社子会社従業員 11名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1、3	普通株式 45,630株	普通株式 9,670株
付与日	2017年6月29日	2018年11月30日
権利確定条件	（注）2	（注）2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2019年6月30日 至 2027年6月29日	自 2020年12月1日 至 2027年6月18日

（注）1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由があると会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定により当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ 当社株式の上場申請の取締役会決議を停止条件とし、新株予約権を行使できる期間であったとしても、上記取締役会決議がなされるまでは新株予約権を行使することができない。

3. 2019年12月12日付で株式分割（普通株式1株につき10株の割合）を行っておりますが、「株式の種類別のストック・オプションの数」は当該株式分割前の「株式の種類別のストック・オプションの数」を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2018年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2017年ストック・オプション	2018年ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	17,540	—
付与	—	9,670
失効	4,310	—
権利確定	—	—
未確定残	13,230	9,670
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 2019年12月12日付で株式分割（普通株式1株につき10株の割合）を行っておりますが、「付与」、「失効」及び「未確定残」は当該株式分割前の「付与」、「失効」及び「未確定残」を記載しております。

② 単価情報

	2017年ストック・オプション	2018年ストック・オプション
権利行使価格 (注) (円)	600	10,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2019年12月12日付で株式分割（普通株式1株につき10株の割合）を行っておりますが、「権利行使価格」は当該株式分割前の「権利行使価格」を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が株式を上場していないことから単位当たりの本源的価値の見積りにっております。又、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる当社株式の評価方法は、2017年ストック・オプションについては純資産法によっており、2018年ストック・オプションについてはディスカウントキャッシュフロー法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当連結会計年度末における本源的価値の合計額	118,567千円
②当連結会計年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	—千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (2017年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2017年12月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	15,194千円
未払事業所税	637
貸倒引当金	441
固定資産一括償却	2,888
固定資産除却損	1,121
資産除去債務	1,373
その他	1,019
繰延税金資産小計	22,676
評価性引当額	△17,970
繰延税金資産合計	4,705

(注) 当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれておりません。

流動資産－繰延税金資産 1,453千円

固定資産－繰延税金資産 3,252千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当連結会計年度においては税金等調整前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。

当連結会計年度 (2018年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2018年12月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	6,866千円
未払事業税	638
未払事業所税	833
貸倒引当金	407
固定資産一括償却	2,675
資産除去債務	1,037
その他	340
繰延税金資産小計	12,799
評価性引当額	△6,396
繰延税金資産合計	6,402

(注) 当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれておりません。

流動資産－繰延税金資産 1,900千円

固定資産－繰延税金資産 4,502千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2018年12月31日)
法定実効税率	33.8%
(調整)	
住民税均等割	4.1
特別控除	△2.3
実効税率の変更による影響	△2.8
中小法人軽減税率による影響	△3.0
評価性引当額の増減	△21.2
在外子会社の税率差異	11.2
その他	△0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.4

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 adish International Corporation

事業の内容 情報処理事業

(2) 企業結合を行なった主な理由

外国語案件の対応と開発業務の拡大を図り、競争力を高めるため、adish International Corporationを子会社化致しました。

(3) 企業結合日

2017年8月1日

(4) 企業結合の法的形式

株式の取得

(5) 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2017年8月1日から2017年12月31日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	77,791千円
取得原価		77,791千円

4. 主要な取得関連費用の内容及びその金額

株価算定費用 53千円

5. 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生した負ののれん 13,675千円

(2) 発生原因 adish International Corporationの企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったため、当該差額を負ののれんとして認識したことによりま

(3) 償却方法及び償却期間 一括償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び負債の額並びにその主な内訳

流動資産	95,457千円
固定資産	4,589千円
資産合計	100,046千円
流動負債	7,959千円
固定負債	619千円
負債合計	8,579千円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載していません。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

当社及び国内連結子会社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

当社及び国内連結子会社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

当社グループは、カスタマーリレーション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はありません。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

当社グループは、カスタマーリレーション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はありません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	ソーシャルアプリサポート	インターネットモニタリング	その他	合計
外部顧客への売上高	1,048,713	597,765	260,983	1,907,461

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在する有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
コナミビジネスエキスパート株式会社	201,621	カスタマーリレーション事業

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	ソーシャルアプリサポート	インターネットモニタリング	その他	合計
外部顧客への売上高	1,034,355	771,836	353,858	2,160,050

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在する有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社バンダイナムコエンターテインメント	224,323	カスタマーリレーション事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

当社グループは、カスタマーリレーション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

当社グループは、カスタマーリレーション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

当社グループは、カスタマーリレーション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容又 は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社ガイ アックス	東京都 千代田 区	100,000	ソーシャルメ ディアサービ ス事業/イン キュベーション 事業	(被所有) 直接78.1	カスタ マーリ レーシ ョン事 業の業 務受 託、イ ンフラ 業務の 委託	カスタマー リレーシ ョンサービ スの提供	93,131	売掛金	10,145
							従業員の出 向、システ ム関連業務 支援	11,160		
							借入金返済	60,000	-	-
							利息の支払	892		

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社サービス提供については、市場価格を参考に決定しております。

資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。返済条件は返済期日を定めておりませんでした。2017年6月30日付で全額一括返済しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容又 は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	adish International Corporation	フィリ ピン共 和国	35,200	情報処理事 業	-	-	経営指導	3,350	-	-
	GaiaX Global Marketing & Ventures Pte.Ltd.	シンガ ポール 共和国	600,000	インキュベ ーション事 業	-	-	関係会社株 式の取得	77,791	-	-

(注) 1. 上記の金額のうち、adish International Corporationとの取引金額については、当社が株式を取得し子会社化する以前の2017年1月1日から2017年7月31日までの金額であります。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

adish International Corporationへの経営指導については、当社の当該支援に従事する従業員の工数及び賃金をもとに決定しております。

GaiaX Global Marketing & Ventures Pte.Ltd.からの株式の取得については、adish International Corporationの株式を取得したものであり、取得価格は第三者機関による評価額をもとに決定していません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社ガイアックス（名古屋証券取引所に上場）

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
記載すべき重要な事項はありません。

（イ）連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
1株当たり純資産額	2.85円
1株当たり当期純損失(△)	△20.37円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、又、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 当社は、2019年11月13日開催の取締役会決議に基づき、2019年12月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
1株当たり当期純損失(△)	
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△21,185
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純損失(△)(千円)	△21,185
普通株式の期中平均株式数(株)	1,040,019
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の 数17,540個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストック オプション制度の内容」に記載の とおりであります。

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
1株当たり純資産額	130.73円
1株当たり当期純利益	25.15円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、2019年11月13日開催の取締役会決議に基づき、2019年12月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	35,928
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	35,928
普通株式の期中平均株式数（株）	1,428,681
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類（新株予約権の数22,900個）。 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

<株式分割及び単元株制度の採用>

当社は、2019年11月13日開催の取締役会決議に基づき、2019年12月12日をもって株式分割を行っております。又、上記株式分割に伴い、2019年12月11日開催の臨時株主総会決議により、2019年12月12日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の確保と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2019年12月11日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき10株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	143,590株
今回の分割により増加する株式数	1,292,310株
株式分割後の発行済株式総数	1,435,900株
株式分割後の発行可能株式総数	5,743,600株

(3) 株式分割の効力発生日

2019年12月12日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しておりますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

<資金の借入>

当社は以下のとおり資金の借入を行いません。

1. 借入の目的

当社の運転資金拡充

2. 借入の内容

借入先	借入金額	借入利率	借入実行日	借入期間	返済方法	担保・保証
株式会社りそな銀行	50,000千円	基準金利＋スプレッド	2019年1月31日	3年	毎月返済	無
株式会社みずほ銀行	24,000千円	基準金利＋スプレッド	2019年1月31日	12月	毎月返済	無

【注記事項】

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 当社においては、運転資金の効率的な調達を行なうため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当第3四半期連結会計期間 (2019年9月30日)	
当座貸越極度額の総額	25,000千円
借入実行残高	8,000
差引額	17,000

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)	
減価償却費	7,447千円
のれんの償却額	562

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)

当社グループは、カスタマーリレーション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
1株当たり四半期純利益	33円74銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	48,441
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	48,441
普通株式の期中平均株式数(株)	1,435,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、2019年12月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

当第3四半期連結累計期間(自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)

<株式分割及び単元株制度の採用>

当社は、2019年11月13日開催の取締役会決議に基づき、2019年12月12日をもって株式分割を行っております。又、上記株式分割に伴い、2019年12月11日開催の臨時株主総会決議により、2019年12月12日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の確保と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2019年12月11日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき10株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	143,590株
今回の分割により増加する株式数	1,292,310株
株式分割後の発行済株式総数	1,435,900株
株式分割後の発行可能株式総数	5,743,600株

(3) 株式分割の効力発生日

2019年12月12日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しておりますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	47,000	47,000	1.16	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	158,000	111,000	1.16	2021年～2022年
合計	205,000	158,000	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	47,000	49,000	15,000	—

【資産除去債務明細表】

資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法をとっております。このため該当事項はありません。

(2) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

2020年2月14日開催の取締役会において承認された第6期連結会計年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）の連結財務諸表は次のとおりであります。

なお、この連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

① 連結財務諸表
 イ 連結貸借対照表

(単位：千円)

		当連結会計年度 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		349,171
受取手形及び売掛金		293,345
仕掛品		3,400
原材料及び貯蔵品		1,076
前払費用		26,962
その他		5,343
流動資産合計		<u>679,299</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物		51,091
減価償却累計額		△21,841
建物及び構築物 (純額)		<u>29,250</u>
工具、器具及び備品		24,597
減価償却累計額		△15,452
工具、器具及び備品 (純額)		<u>9,144</u>
有形固定資産合計		<u>38,394</u>
無形固定資産		
ソフトウェア		2,347
無形固定資産合計		<u>2,347</u>
投資その他の資産		
差入保証金		81,050
繰延税金資産		7,783
その他		1,408
貸倒引当金		△1,398
投資その他の資産合計		<u>88,843</u>
固定資産合計		<u>129,586</u>
資産合計		<u>808,885</u>

(単位：千円)

当連結会計年度
(2019年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	21,985
短期借入金	※ 4,000
1年内返済予定の長期借入金	63,680
未払金	22,089
未払費用	166,748
未払法人税等	36,012
未払消費税等	58,901
前受金	34,295
預り金	19,077
その他	3,381
流動負債合計	430,171
固定負債	
長期借入金	82,030
退職給付に係る負債	2,466
その他	13,407
固定負債合計	97,903
負債合計	528,075
純資産の部	
株主資本	
資本金	80,000
資本剰余金	104,948
利益剰余金	98,239
株主資本合計	283,187
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	△2,377
その他の包括利益累計額合計	△2,377
純資産合計	280,810
負債純資産合計	808,885

ロ 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
 連結損益計算書

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
売上高	2,501,927
売上原価	1,575,495
売上総利益	926,432
販売費及び一般管理費	※1 ※2 795,689
営業利益	130,742
営業外収益	
受取利息	66
受取賃貸料	18,600
雑収入	2,139
営業外収益合計	20,805
営業外費用	
支払利息	2,031
株式公開費用	2,000
賃貸費用	9,901
為替差損	1,902
その他	284
営業外費用合計	16,119
経常利益	135,428
特別損失	
減損損失	※3 2,895
特別損失合計	2,895
税金等調整前当期純利益	132,532
法人税、住民税及び事業税	41,618
法人税等調整額	△1,375
法人税等合計	40,243
当期純利益	92,289
親会社株主に帰属する当期純利益	92,289

連結包括利益計算書

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
当期純利益	92,289
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	798
その他の包括利益合計	※ 798
包括利益	93,088
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	93,088

ハ 連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	80,000	104,948	5,949	190,898
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益			92,289	92,289
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				—
当期変動額合計	—	—	92,289	92,289
当期末残高	80,000	104,948	98,239	283,187

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△3,175	△3,175	187,722
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期純利益			92,289
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	798	798	798
当期変動額合計	798	798	93,087
当期末残高	△2,377	△2,377	280,810

	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	132,532
減価償却費	10,217
減損損失	2,895
差入保証金償却額	2,254
のれん償却額	750
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△809
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	1,104
受取利息	△66
支払利息	2,031
為替差損益 (△は益)	1,054
売上債権の増減額 (△は増加)	△81,886
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△4,476
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,860
未払消費税等の増減額 (△は減少)	14,358
未払金の増減額 (△は減少)	△8,561
未払費用の増減額 (△は減少)	35,402
前受金の増減額 (△は減少)	6,437
その他	△1,171
小計	110,206
利息の受取額	66
利息の支払額	△1,826
法人税等の支払額	△14,794
法人税等の還付額	327
営業活動によるキャッシュ・フロー	93,979
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△15,877
無形固定資産の取得による支出	△1,362
差入保証金の差入による支出	△28,063
保証金の受入による収入	13,020
投資活動によるキャッシュ・フロー	△32,284
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	4,000
長期借入れによる収入	50,000
長期借入金の返済による支出	△62,290
財務活動によるキャッシュ・フロー	△8,290
現金及び現金同等物に係る換算差額	△448
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	52,956
現金及び現金同等物の期首残高	296,215
現金及び現金同等物の期末残高	※ 349,171

注記事項

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

アディッシュプラス株式会社

adish International Corporation

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

原材料及び貯蔵品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

又、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

小規模企業等における簡便法の採用

在外連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、又、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、あります。

(表示方法の変更)

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※ 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当連結会計年度 (2019年12月31日)	
当座貸越極度額の総額	25,000千円
借入実行残高	4,000
差引額	21,000

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
従業員給料及び手当	337,574千円
貸倒引当金繰入額	185
退職給付費用	106
業務委託費	37,603

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
	48,859千円

※3 減損損失

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
adish International Corporation (フィリピン共和国マカティ市)	事業用資産	工具、器具及び備品 ソフトウェア

当社グループは、原則として事業用資産については会社単位を基準としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、在外連結子会社であるadish International Corporationについて、収益性の低下による減損の兆候が認められたため、同社の固定資産を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(2,895千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、工具、器具及び備品1,892千円、ソフトウェア1,002千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローに基づき算定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

		当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額		798千円
その他の包括利益合計		798

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1、2	143,590	1,292,310	-	1,435,900
合計	143,590	1,292,310	-	1,435,900

(注) 1. 当社は、2019年12月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加1,292,310株は株式分割によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計年度末残高 (千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-	-

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

		当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
現金及び預金勘定		349,171千円
現金及び現金同等物		349,171

(リース取引関係)

当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、主に銀行借入により必要な資金を調達しております。資金運用については短期的な預貯金等に限定しております。又、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのすべてが1か月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金を調達したものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

営業債権については、与信管理規程に基づき、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念債権の早期把握等により、損害防止と取引の安全向上に努めております。

② 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

変動金利の借入金の金利変動リスクについては、随時市場金利の動向を監視しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行出来なくなるリスク) の管理

適時に資金繰り計画を作成、更新するとともに、相当額の手許流動性を維持し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません (注) 2. 参照)。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	349,171	349,171	—
(2) 受取手形及び売掛金	293,345	293,345	—
資産計	642,517	642,517	—
(1) 買掛金	21,985	21,985	—
(2) 短期借入金	4,000	4,000	—
(3) 未払金	22,089	22,089	—
(4) 未払法人税等	36,012	36,012	—
(5) 未払消費税等	58,901	58,901	—
(6) 長期借入金 (*)	145,710	145,752	42
負債計	288,699	288,741	42

(*) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。ただし、変動金利による借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2019年12月31日)
差入保証金	81,050

差入保証金については、償還スケジュールが未確定で将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象に含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	349,171	—	—	—
受取手形及び売掛金	293,345	—	—	—
合計	642,517	—	—	—

4. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	4,000	—	—	—	—	—
長期借入金	63,680	65,680	16,350	—	—	—
合計	67,680	65,680	16,350	—	—	—

(退職給付関係)

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内子会社は、退職金制度を導入していないため、記載はありません。

なお、在外子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	1,316千円
退職給付費用	1,104
在外子会社の換算差額	45
退職給付に係る負債の期末残高	2,466

3. 簡便法で計算した退職給付費用 当連結会計年度1,104千円

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2017年ストック・オプション	2018年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社従業員 69名 当社子会社取締役 2名 当社子会社従業員 10名	当社取締役 5名 当社監査役 1名 当社従業員 75名 当社子会社従業員 11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 456,300株	普通株式 96,700株
付与日	2017年6月29日	2018年11月30日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2019年6月30日 至 2027年6月29日	自 2020年12月1日 至 2027年6月18日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由があると会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定により当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ 当社株式の上場申請の取締役会決議を停止条件とし、新株予約権を行使できる期間であったとしても、上記取締役会決議がなされるまでは新株予約権を行使することができない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2019年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2017年ストック・オプション	2018年ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	132,300	96,700
付与	—	—
失効	6,300	4,200
権利確定	126,000	—
未確定残	—	92,500
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	126,000	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	126,000	—

② 単価情報

	2017年ストック・オプション	2018年ストック・オプション
権利行使価格 (注) (円)	60	1,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が株式を上場していないことから単位当たりの本源的価値の見積りによっております。又、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる当社株式の評価方法は、2017年ストック・オプションについては純資産法によっており、2018年ストック・オプションについてはディスカウントキャッシュフロー法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当連結会計年度末における本源的価値の合計額	181,586千円
②当連結会計年度末において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	—千円

(税効果会計関係)

当連結会計年度(2019年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	2,004千円
未払事業税	3,285
未払事業所税	1,144
貸倒引当金	428
固定資産一括償却	1,206
資産除去債務	1,661
その他	491
繰延税金資産小計	10,222
評価性引当額	△2,439
繰延税金資産合計	7,783

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当社及び国内連結子会社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当社グループは、カスタマーリレーション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はありません。

関連情報

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	ソーシャルアプリ サポート	インターネット モニタリング	その他	合計
外部顧客への売上高	1,158,904	923,023	419,999	2,501,927

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在する有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当社グループは、カスタマーリレーション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当社グループは、カスタマーリレーション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

関連当事者情報

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 関連当事者との取引

記載すべき重要な事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり純資産額	195.56円
1株当たり当期純利益	64.27円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2019年11月13日開催の取締役会決議に基づき、2019年12月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	92,289
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	92,289
普通株式の期中平均株式数(株)	1,435,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株予約権の数21,850個)。 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	161,515	204,395
受取手形及び売掛金	183,987	204,885
前払費用	15,756	17,677
繰延税金資産	1,453	1,900
その他	1,094	3,802
貸倒引当金	△427	△351
流動資産合計	363,380	432,310
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	18,800	25,877
減価償却累計額	△3,891	△5,977
建物附属設備（純額）	14,909	19,899
工具、器具及び備品	7,013	11,369
減価償却累計額	△3,156	△5,398
工具、器具及び備品（純額）	3,856	5,971
有形固定資産合計	18,765	25,871
無形固定資産		
のれん	1,750	750
ソフトウェア	2,704	2,086
無形固定資産合計	4,454	2,836

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
投資その他の資産		
関係会社株式	77,791	112,791
出資金	10	10
差入保証金	51,512	50,427
従業員に対する長期貸付金	29	—
関係会社長期貸付金	50,000	40,000
繰延税金資産	11,672	2,211
その他	1,053	862
貸倒引当金	△35,399	△862
投資その他の資産合計	156,670	205,440
固定資産合計	179,890	234,148
資産合計	543,271	666,458
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 57,504	※1 45,787
短期借入金	※2 75,000	—
1年内返済予定の長期借入金	47,000	47,000
未払金	29,722	28,255
未払費用	106,251	115,318
未払法人税等	460	8,248
未払消費税等	34,895	35,825
前受金	26,809	27,857
その他	10,270	13,803
流動負債合計	387,914	322,097
固定負債		
長期借入金	158,000	111,000
その他	923	—
固定負債合計	158,923	111,000
負債合計	546,837	433,097

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	35,618	80,000
資本剰余金		
資本準備金	27,448	104,948
資本剰余金合計	27,448	104,948
利益剰余金		
その他利益剰余金	△66,632	48,413
繰越利益剰余金	△66,632	48,413
利益剰余金合計	△66,632	48,413
株主資本合計	△3,566	233,361
純資産合計	△3,566	233,361
負債純資産合計	543,271	666,458

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
売上高	1,886,694	2,087,292
売上原価	※1 1,272,429	※1 1,329,261
売上総利益	614,264	758,030
販売費及び一般管理費	※2 652,935	※2 735,531
営業利益又は営業損失(△)	△38,670	22,498
営業外収益		
受取利息	1,527	1,084
受取配当金	—	※1 18,480
貸倒引当金戻入額	—	34,451
経営指導料	※1 13,443	※1 25,410
業務受託手数料	※1 11,160	291
その他	1,768	1,369
営業外収益合計	27,899	81,088
営業外費用		
支払利息	2,913	2,199
租税公課	—	1,826
貸倒引当金繰入額	34,443	—
その他	124	370
営業外費用合計	37,482	4,396
経常利益又は経常損失(△)	△48,253	99,190
特別利益		
新株予約権戻入益	1,031	—
特別利益合計	1,031	—
特別損失		
固定資産除却損	※3 3,633	—
抱合せ株式消滅差損	20,746	—
特別損失合計	24,380	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△71,602	99,190
法人税、住民税及び事業税	1,972	8,248
法人税等調整額	△13,125	9,014
法人税等合計	△11,153	17,263
当期純利益又は当期純損失(△)	△60,449	81,927

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)		当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費		690,655	54.3	805,739	60.6
II 経費	※	581,773	45.7	523,522	39.4
売上原価		1,272,429		1,329,261	

原価計算の方法

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

※主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
業務委託費 (千円)	401,086	335,607
外注費 (千円)	120,198	111,149

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合 計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	30,000	21,830	21,830	△6,183	△6,183	45,646
当期変動額						
新株の発行	5,618	5,618	5,618			11,236
当期純損失（△）				△60,449	△60,449	△60,449
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						—
当期変動額合計	5,618	5,618	5,618	△60,449	△60,449	△49,213
当期末残高	35,618	27,448	27,448	△66,632	△66,632	△3,566

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1,031	46,677
当期変動額		
新株の発行		11,236
当期純損失（△）		△60,449
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,031	△1,031
当期変動額合計	△1,031	△50,244
当期末残高	—	△3,566

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	35,618	27,448	—	27,448	△66,632	△66,632	△3,566
当期変動額							
新株の発行	77,500	77,500		77,500			155,000
減資	△33,118		33,118	33,118			—
欠損填補			△33,118	△33,118	33,118	33,118	—
当期純利益					81,927	81,927	81,927
当期変動額合計	44,382	77,500	—	77,500	115,045	115,045	236,927
当期末残高	80,000	104,948	—	104,948	48,413	48,413	233,361

	純資産合計
当期首残高	△3,566
当期変動額	
新株の発行	155,000
減資	—
欠損填補	—
当期純利益	81,927
当期変動額合計	236,927
当期末残高	233,361

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8年～15年

工具、器具及び備品 3年～8年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8年～15年

工具、器具及び備品 3年～8年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
該当事項はありません。

当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
該当事項はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
該当事項はありません。

当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
該当事項はありません。

当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2016年3月28日)を当事業年度から適用しております。

当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
買掛金	45,866千円	30,579千円

※2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
当座貸越極度額の総額	25,000千円	25,000千円
借入実行残高	25,000	—
差引額	—	25,000

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
売上原価	305,133千円	328,647千円
受取配当金	—	18,480
経営指導料	13,443	25,410
業務受託手数料	11,160	—

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度48.3%、当事業年度41.9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度51.7%、当事業年度58.1%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
減価償却費	5,026千円	5,438千円
給料及び手当	232,664	274,069
業務委託費	115,704	85,436
貸倒引当金繰入額	417	△160

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
建物附属設備	3,633千円	—千円
計	3,633	—

(有価証券関係)

前事業年度(2017年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は77,791千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2018年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は112,791千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2017年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2017年12月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	6,319千円
未払事業所税	637
貸倒引当金	11,055
固定資産一括償却	2,655
固定資産除却損	1,121
資産除去債務	1,215
その他	968
繰延税金資産小計	23,974
評価性引当額	△10,848
繰延税金資産合計	13,125

(注) 当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産 1,453千円

固定資産－繰延税金資産 11,672千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度においては税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。

当事業年度（2018年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2018年12月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	638千円
未払事業所税	833
貸倒引当金	407
固定資産一括償却	2,560
資産除去債務	808
その他	310
繰延税金資産小計	5,558
評価性引当額	△1,447
繰延税金資産合計	4,111

(注) 当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産 1,900千円

固定資産－繰延税金資産 2,211千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2018年12月31日)
法定実効税率	33.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.0
住民税均等割	1.6
特別控除	△1.0
実効税率の変更による影響	△1.3
中小法人軽減税率による影響	△0.7
評価性引当額の増減	△9.3
その他	△0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.4

(企業結合等関係)

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

共通支配下の取引等

当社は、2016年11月18日開催の取締役会において、2017年1月1日を効力発生日として当社の100%出資の連結子会社であるアディッシュ仙台株式会社及びアディッシュ福岡株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。

1. 合併の概要

(1) 被結合企業の名称及びその事業の内容

被結合企業の名称 アディッシュ仙台株式会社

事業の内容 カスタマーリレーション事業

被結合企業の名称 アディッシュ福岡株式会社

事業の内容 カスタマーリレーション事業

(2) 企業結合を行なった理由

組織再編の一環として、経営資源の集約と経営効率化を図ることを目的として、インターネットモニタリングを行なうアディッシュ仙台株式会社及びアディッシュ福岡株式会社を吸収合併することといたしました。

(3) 企業結合日

2017年1月1日

(4) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、当社の子会社であるアディッシュ仙台株式会社及びアディッシュ福岡株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(5) 結合後企業の名称

アディッシュ株式会社

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

<株式分割及び単元株制度の採用>

当社は、2019年11月13日開催の取締役会決議に基づき、2019年12月12日をもって株式分割を行っております。又、上記株式分割に伴い、2019年12月11日開催の臨時株主総会決議により、2019年12月12日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の確保と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2019年12月11日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき10株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	143,590株
今回の分割により増加する株式数	1,292,310株
株式分割後の発行済株式総数	1,435,900株
株式分割後の発行可能株式総数	5,743,600株

(3) 株式分割の効力発生日

2019年12月12日

(4) 1株当たり情報に与える影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりとなります。

前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

	当事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
1株当たり純資産額	△2.78円
1株当たり当期純損失 (△)	△58.12円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、又、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
1株当たり純資産額	162.52円
1株当たり当期純利益	57.34円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

<資金の借入>

当社は以下のとおり資金の借入を行ないました。

1. 借入の目的

当社の運転資金拡充

2. 借入の内容

借入先	借入金額	借入利率	借入実行日	借入期間	返済方法	担保・保証
株式会社りそな銀行	50,000千円	基準金利＋スプレッド	2019年1月31日	3年	毎月返済	無
株式会社みずほ銀行	24,000千円	基準金利＋スプレッド	2019年1月31日	12月	毎月返済	無

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	18,800	7,077	—	25,877	5,977	2,086	19,899
工具、器具及び備品	7,013	4,848	492	11,369	5,398	2,733	5,971
有形固定資産計	25,813	11,925	492	37,247	11,376	4,820	25,871
無形固定資産							
のれん	3,000	—	—	3,000	2,250	1,000	750
ソフトウェア	3,088	—	—	3,088	1,001	617	2,086
無形固定資産計	6,088	—	—	6,088	3,251	1,617	2,836

(注) 当期増加額の主なものは次のとおりであります。

建物附属設備	本社運用ルーム設備	2,417千円	仙台センター移転	4,660千円
工具、器具及び備品	本社パソコン	2,104千円	仙台センター移転	2,744千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	35,826	351	—	34,963	1,213

(注) 「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替えによる戻入額427千円と債権回収による戻入額86千円及び国内子会社の債務超過解消による戻入額34,449千円であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎事業年度末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注） 1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 （注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://adish.co.jp/public
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2018年 1月17日	株式会社ガイ アクセス 代表執行役社 長 上田 祐司	東京都千代 田区平河町 二丁目5番 3号	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	MSIVC2016V投 資事業有限責 任組合 無限責任組合 員 三井住友海上 キャピタル株 式会社 取締役社長 石上 壽一	東京都中央 区京橋一丁 目2番5号	特別利害関係 者等(大株主 上位10名) (注) 4	6,000	60,000,000 (10,000) (注) 6	移動前所有 者の売却意 向及び移動 後所有者の 資本参加に よる
2018年 7月1日	宮尾 拓	東京都中央 区	特別利害関係 者等(大株主 上位10名) (注) 5	江戸 浩樹	東京都品川 区	特別利害関係 者等(当社の 代表取締役、 大株主上位10 名)	800	1,016,000 (1,270) (注) 7	所有者の退 職による
2018年 7月1日	宮尾 拓	東京都中央 区	特別利害関係 者等(大株主 上位10名) (注) 5	吉川 敏広	千葉県千葉 市美浜区	特別利害関係 者等(当社の 取締役、大株 主上位10名)	560	711,200 (1,270) (注) 7	所有者の退 職による
2020年 1月31日	株式会社ガイ アクセス 代表執行役社 長 上田 祐司	東京都千代 田区平河町 二丁目5番 3号	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	コロプラネク スト7号ファ ンド投資事業 組合 業務執行組合 員 株式会社コロ プラネクスト 代表取締役社 長 山上 慎太郎	東京都渋谷 区恵比寿四 丁目20番3 号	特別利害関係 者等(大株主 上位10名) (注) 4	125,800	162,156,200 (1,289) (注) 8	移動後所有 者の取得希 望に移動前 所有者が応 じたため
2020年 1月31日	株式会社ガイ アクセス 代表執行役社 長 上田 祐司	東京都千代 田区平河町 二丁目5番 3号	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	株式会社モバ イルファクト リー 代表取締役 宮脇 裕二	東京都品川 区東五反田 一丁目24番 2号	特別利害関係 者等(大株主 上位10名) (注) 4	38,700	49,884,300 (1,289) (注) 8	移動後所有 者の取得希 望に移動前 所有者が応 じたため
2020年 1月31日	株式会社ガイ アクセス 代表執行役社 長 上田 祐司	東京都千代 田区平河町 二丁目5番 3号	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	株式会社ヴェ アル研究所 代表取締役 菊池 宗史	東京都杉並 区高円寺北 二丁目3番 17号	特別利害関係 者等(大株主 上位10名) (注) 4	38,700	49,884,300 (1,289) (注) 8	移動後所有 者の取得希 望に移動前 所有者が応 じたため
2020年 1月31日	株式会社ガイ アクセス 代表執行役社 長 上田 祐司	東京都千代 田区平河町 二丁目5番 3号	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	株式会社セレ ス 代表取締役社 長 都木 聡	東京都世田 谷区用賀四 丁目10番1 号	特別利害関係 者等(大株主 上位10名) (注) 4	38,700	49,884,300 (1,289) (注) 8	移動後所有 者の取得希 望に移動前 所有者が応 じたため
2020年 1月31日	株式会社ガイ アクセス 代表執行役社 長 上田 祐司	東京都千代 田区平河町 二丁目5番 3号	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	松田 光希	東京都千代 田区	当社の従業員	3,800	4,898,200 (1,289) (注) 8	移動後所有 者の取得希 望に移動前 所有者が応 じたため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2020年1月31日	株式会社ガイアックス 代表執行役社長 上田 祐司	東京都千代田区平河町二丁目5番3号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	小原 良太郎	東京都世田谷区	当社の従業員	1,900	2,449,100 (1,289) (注) 8	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2020年1月31日	株式会社ガイアックス 代表執行役社長 上田 祐司	東京都千代田区平河町二丁目5番3号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	小澤 豊	埼玉県新座市	当社の従業員	1,000	1,289,000 (1,289) (注) 8	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2020年1月31日	株式会社ガイアックス 代表執行役社長 上田 祐司	東京都千代田区平河町二丁目5番3号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	久保 芳和	東京都豊島区	当社の従業員	100	128,900 (1,289) (注) 8	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2020年1月31日	—	—	—	秋場 修	東京都文京区	特別利害関係者等(当社の監査役)	1,200	72,000 (60) (注) 9	新株予約権の権利行使
2020年1月31日	—	—	—	飯塚 隆	東京都中野区	特別利害関係者等(当社の監査役)	1,200	72,000 (60) (注) 9	新株予約権の権利行使
2020年1月31日	—	—	—	馬淵 泰至	東京都目黒区	特別利害関係者等(当社の監査役)	1,200	72,000 (60) (注) 9	新株予約権の権利行使

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2017年1月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- 又、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができることとされております。又、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができることとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者
役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 当該移動により、特別利害関係者等(大株主上位10名)となっております。
5. 当該移動により、特別利害関係者等(大株主上位10名)から外れております。
6. 移動価格は、ディスカウントキャッシュフロー法により算定された価格を基礎として、当事者間で協議の上決定しております。

7. 移動価格は、簿価純資産額法及び配当還元法により算定された価格を基礎として、当事者間で協議の上決定しております。
8. 移動価格は、類似会社比準法により算定された価格を基礎として、当事者間で協議の上決定しております。
9. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。
10. 2019年11月13日開催の取締役会決議により、2019年12月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割前の移動に係る「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式(1)	株式(2)	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2017年11月10日	2018年1月18日	2017年6月29日	2018年11月30日
種類	普通株式	普通株式	第1回新株予約権 (ストックオプション)	第2回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	28,090株	15,500株	普通株式 45,630株	普通株式 9,670株
発行価格	400円 (注) 4	10,000円 (注) 5	600円 (注) 4	10,000円 (注) 5
資本組入額	200円	5,000円	300円	5,000円
発行価額の総額	11,236,000円	155,000,000円	27,378,000円	96,700,000円
資本組入額の総額	5,618,000円	77,500,000円	13,689,000円	48,350,000円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	2017年6月21日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2018年11月29日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 2	—	(注) 3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

(4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2018年12月31日であります。

2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。

3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

4. 発行価格は、簿価純資産額法及び配当還元法により算定された価格を総合的に勘案して決定しております。

5. 発行価格は、ディスカウントキャッシュフロー法により算定された価格を総合的に勘案して決定しております。
6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	600円	10,000円
行使期間	2019年6月30日から 2027年6月29日まで	2020年12月1日から 2027年6月18日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりです。	同左

7. 新株予約権①について、新株予約権の行使及び権利放棄並びに退職等の理由による権利喪失により、発行数は12,240株、発行価額の総額は7,344,000円、資本組入額の総額は3,672,000円となっております。
8. 新株予約権②について、退職等の理由による権利喪失により、発行数は9,250株、発行価額の総額は92,500,000円、資本組入額の総額は46,250,000円となっております。
9. 2019年11月13日開催の取締役会決議により、2019年12月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2【取得者の概況】

株式(1)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
江戸 浩樹	東京都品川区	会社役員	19,610	7,844,000 (400)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役)
杉之原 明子	東京都大田区	会社役員	1,920	768,000 (400)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
石川 琢磨	神奈川県大和市	会社役員	1,920	768,000 (400)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
池谷 昌大	神奈川県横浜市神奈川区	会社役員	1,920	768,000 (400)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
吉川 敏広	千葉県千葉市美浜区	会社員	1,360	544,000 (400)	当社の従業員
宮尾 拓	東京都中央区	会社員	1,360	544,000 (400)	当社の従業員

- (注) 1. 吉川敏広は、2018年3月26日付で当社の取締役に就任しております。
 2. 宮尾拓は、2018年6月30日付で当社を退職しております。
 3. 2019年11月13日開催の取締役会決議により、2019年12月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

株式(2)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
MSIVC2016V投資事業有限責任組合 無限責任組員 三井住友海上キャピタル株式会社 取締役社長 五十嵐 仁志 資本金 1,000百万円	東京都中央区京橋一丁目2番5号	投資事業組合	8,000	80,000,000 (10,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
みずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合 無限責任組員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 齊藤 肇 資本金 902,400千円	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	投資事業組合	3,000	30,000,000 (10,000)	—
フリービットインベストメント株式会社 代表取締役社長 清水 高 資本金 300百万円	東京都渋谷区円山町3番6号	投資関連事業	3,000	30,000,000 (10,000)	—
株式会社ペイフォワード 代表取締役 谷井 等 資本金 1,000千円	大阪府大阪市西区九条一丁目12番12号	投資関連事業	1,500	15,000,000 (10,000)	特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

(注) 2019年11月13日開催の取締役会決議により、2019年12月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
Joseph Pangilinan	Quezon City, Republic of the Philippines	会社役員	530	318,000 (600)	特別利害関係者等(当社子会社の取締役)
片山 大輔	埼玉県さいたま市緑区	会社員	360	216,000 (600)	当社の従業員
岡安 聡明	東京都品川区	会社員	360	216,000 (600)	当社の従業員
米次 毅樹	宮城県仙台市青葉区	会社員	360	216,000 (600)	当社の従業員
井上 久志	東京都江東区	会社員	360	216,000 (600)	当社の従業員
林 偉	宮城県仙台市青葉区	会社員	360	216,000 (600)	当社の従業員
永富 隆之	福岡県福岡市博多区	会社員	360	216,000 (600)	当社の従業員
川添 正裕	東京都品川区	会社員	360	216,000 (600)	当社の従業員
小竹 敦子	宮城県仙台市青葉区	会社員	360	216,000 (600)	当社の従業員
芦田 里江	東京都世田谷区	会社員	360	216,000 (600)	当社の従業員
田島 穂隆	東京都練馬区	会社員	360	216,000 (600)	当社の従業員
河本 寛	東京都目黒区	会社員	360	216,000 (600)	当社の従業員
西谷 俊伸	神奈川県川崎市高津区	会社員	360	216,000 (600)	当社の従業員
鈴木 慎也	東京都品川区	会社員	360	216,000 (600)	当社の従業員
石井 智	沖縄県那覇市	会社員	360	216,000 (600)	当社の従業員
手代木 秀樹	宮城県仙台市泉区	会社員	360	216,000 (600)	当社の従業員
湧上 麻子	沖縄県浦添市	会社員	360	216,000 (600)	当社子会社の従業員
仲間 高乃	沖縄県那覇市	会社員	360	216,000 (600)	当社子会社の従業員
上原 仁	沖縄県那覇市	会社員	360	216,000 (600)	当社子会社の従業員
佐々木 さやか	東京都品川区	会社員	240	144,000 (600)	当社の従業員
岡村 文奈	東京都品川区	会社員	240	144,000 (600)	当社の従業員
鈴木 優	東京都品川区	会社員	240	144,000 (600)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
仁木 留美子	東京都新宿区	会社員	240	144,000 (600)	当社の従業員
安 尊彦	神奈川県横浜市中区	会社員	240	144,000 (600)	当社の従業員
小山 未紗	東京都目黒区	会社員	240	144,000 (600)	当社の従業員
小山 文恵	東京都品川区	会社員	240	144,000 (600)	当社の従業員
坪井 優朋	東京都品川区	会社員	240	144,000 (600)	当社の従業員
下地 啓之	沖縄県那覇市	会社員	240	144,000 (600)	当社子会社の従業員
金城 明子	沖縄県豊見城市	会社員	240	144,000 (600)	当社子会社の従業員
上江洲 太志	沖縄県南城市	会社員	240	144,000 (600)	当社子会社の従業員
澁谷 健志	沖縄県那覇市	会社員	240	144,000 (600)	当社子会社の従業員
千葉 一久	東京都世田谷区	会社員	170	102,000 (600)	当社の従業員
松下 恵美	東京都渋谷区	会社員	170	102,000 (600)	当社の従業員
田中 裕一朗	神奈川県横浜市港北区	会社員	170	102,000 (600)	当社の従業員
石橋 竜樹	東京都品川区	会社員	170	102,000 (600)	当社の従業員
花川 麻子	埼玉県所沢市	会社員	170	102,000 (600)	当社の従業員
趙 香蘭	千葉県印西市	会社員	170	102,000 (600)	当社の従業員
平田 剛	千葉県浦安市	会社員	170	102,000 (600)	当社の従業員
小澤 豊	埼玉県新座市	会社員	170	102,000 (600)	当社の従業員
田中 大介	沖縄県浦添市	会社員	170	102,000 (600)	当社子会社の従業員
谷井 等	大阪府大阪市西区	会社役員	120	72,000 (600)	特別利害関係者等(当社の取締役)
秋場 修	東京都文京区	会社役員	120	72,000 (600)	特別利害関係者等(当社の監査役)
飯塚 隆	東京都中野区	会社役員	120	72,000 (600)	特別利害関係者等(当社の監査役)
馬淵 泰至	東京都目黒区	会社役員	120	72,000 (600)	特別利害関係者等(当社の監査役)

- (注) 1. 権利放棄及び退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
2. 2019年11月13日開催の取締役会決議により、2019年12月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
3. 2020年1月31日付で新株予約権の行使が行われておりますが、上記は権利行使前の内容を記載しております。
4. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である当社又は当社子会社の従業員(特別利害関係者等を除く)14名、割当株式の総数700株に関する記載は省略しております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
伊藤 寛之	神奈川県川崎市川崎区	会社員	250	2,500,000 (10,000)	当社の従業員
中村 竜次郎	東京都目黒区	会社員	196	1,960,000 (10,000)	当社の従業員
大西 直輝	東京都東久留米市	会社員	196	1,960,000 (10,000)	当社の従業員
加藤 大輔	東京都大田区	会社員	196	1,960,000 (10,000)	当社の従業員
松田 光希	東京都千代田区	会社員	196	1,960,000 (10,000)	当社の従業員
小原 良太郎	東京都世田谷区	会社員	196	1,960,000 (10,000)	当社の従業員
小山 未紗	東京都目黒区	会社員	170	1,700,000 (10,000)	当社の従業員
坪井 優朋	東京都品川区	会社員	170	1,700,000 (10,000)	当社の従業員
石橋 竜樹	東京都品川区	会社員	170	1,700,000 (10,000)	当社の従業員
平田 剛	千葉県浦安市	会社員	170	1,700,000 (10,000)	当社の従業員
小林 玲央	東京都江戸川区	会社員	170	1,700,000 (10,000)	当社の従業員
小澤 豊	埼玉県新座市	会社員	170	1,700,000 (10,000)	当社の従業員
岩佐 晃輔	東京都世田谷区	会社員	170	1,700,000 (10,000)	当社の従業員
久保 芳和	東京都豊島区	会社員	170	1,700,000 (10,000)	当社の従業員
田中 大介	沖縄県浦添市	会社員	170	1,700,000 (10,000)	当社子会社の従業員
井上 久志	東京都江東区	会社員	130	1,300,000 (10,000)	当社の従業員
林 偉	宮城県仙台市青葉区	会社員	130	1,300,000 (10,000)	当社の従業員
永富 隆之	福岡県福岡市博多区	会社員	130	1,300,000 (10,000)	当社の従業員
川添 正裕	東京都品川区	会社員	130	1,300,000 (10,000)	当社の従業員
小竹 敦子	宮城県仙台市青葉区	会社員	130	1,300,000 (10,000)	当社の従業員
石井 智	沖縄県那覇市	会社員	130	1,300,000 (10,000)	当社の従業員
手代木 秀樹	宮城県仙台市泉区	会社員	130	1,300,000 (10,000)	当社の従業員
上原 仁	沖縄県那覇市	会社員	130	1,300,000 (10,000)	当社子会社の従業員
仲間 高乃	沖縄県那覇市	会社員	130	1,300,000 (10,000)	当社子会社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
江戸 浩樹	東京都品川区	会社役員	120	1,200,000 (10,000)	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10名)
石川 琢磨	神奈川県大和市	会社役員	120	1,200,000 (10,000)	特別利害関係者等(当社の取締役、大株主上位10名)
池谷 昌大	神奈川県横浜市神奈川区	会社役員	120	1,200,000 (10,000)	特別利害関係者等(当社の取締役、大株主上位10名)
吉川 敏広	千葉県千葉市美浜区	会社役員	120	1,200,000 (10,000)	特別利害関係者等(当社の取締役、大株主上位10名)
杉之原 明子	東京都世田谷区	会社役員	120	1,200,000 (10,000)	特別利害関係者等(当社の取締役、大株主上位10名)
秋場 修	東京都文京区	会社役員	120	1,200,000 (10,000)	特別利害関係者等(当社の監査役)

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 2019年11月13日開催の取締役会決議により、2019年12月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

3. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である当社または当社子会社の従業員(特別利害関係者等を除く)57名、割当株式の総数4,600株に関する記載は省略しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ガイアックス※1	東京都千代田区平河町二丁目5番3号	691,300	41.79
江戸浩樹※1、2	東京都品川区	205,300 (1,200)	12.41 (0.07)
MSIVC2016V投資事業有限責任組合※1	東京都中央区京橋一丁目2番5号	140,000	8.46
コプラネクスト7号ファンド投資事業組合※1	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号	125,800	7.60
株式会社モバイルファクトリー※1	東京都品川区東五反田一丁目24番2号	38,700	2.34
株式会社ヴァル研究所※1	東京都杉並区高円寺北二丁目3番17号	38,700	2.34
株式会社セレス※1	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	38,700	2.34
フリービットインベストメント株式会社※1	東京都渋谷区円山町3番6号	30,000	1.81
みずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合※1	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	30,000	1.81
杉之原明子※1、3	東京都世田谷区	20,400 (1,200)	1.23 (0.07)
池谷昌大※1、3	神奈川県横浜市神奈川区	20,400 (1,200)	1.23 (0.07)
石川琢磨※1、3	神奈川県大和市	20,400 (1,200)	1.23 (0.07)
吉川敏広※1、3	千葉県千葉市美浜区	20,400 (1,200)	1.23 (0.07)
株式会社ペイフォワード※4	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号	15,000	0.91
松田光希※6	東京都千代田区	5,760 (1,960)	0.35 (0.12)
Joseph Pangilinan※5	Quezon City, Republic of the Philippines	5,300 (5,300)	0.32 (0.32)
井上久志※6	東京都江東区	4,900 (4,900)	0.30 (0.30)
林偉※6	宮城県仙台市青葉区	4,900 (4,900)	0.30 (0.30)
永富隆之※6	福岡県福岡市博多区	4,900 (4,900)	0.30 (0.30)
川添正裕※6	東京都品川区	4,900 (4,900)	0.30 (0.30)
小竹敦子※6	宮城県仙台市青葉区	4,900 (4,900)	0.30 (0.30)
石井智※7	沖縄県那覇市	4,900 (4,900)	0.30 (0.30)
手代木秀樹※6	宮城県仙台市泉区	4,900 (4,900)	0.30 (0.30)
仲間高乃※7	沖縄県那覇市	4,900 (4,900)	0.30 (0.30)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
上原仁※ 7	沖縄県那覇市	4,900 (4,900)	0.30 (0.30)
小澤豊※ 6	埼玉県新座市	4,400 (3,400)	0.27 (0.21)
片山大輔※ 6	埼玉県さいたま市緑区	4,300 (4,300)	0.26 (0.26)
岡安聡明※ 6	東京都品川区	4,300 (4,300)	0.26 (0.26)
米次毅樹※ 6	宮城県仙台市青葉区	4,300 (4,300)	0.26 (0.26)
田島穂隆※ 6	東京都練馬区	4,300 (4,300)	0.26 (0.26)
河本寛※ 6	東京都目黒区	4,300 (4,300)	0.26 (0.26)
西谷俊伸※ 6	神奈川県川崎市高津区	4,300 (4,300)	0.26 (0.26)
鈴木慎也※ 6	東京都品川区	4,300 (4,300)	0.26 (0.26)
湧上麻子※ 7	沖縄県浦添市	4,300 (4,300)	0.26 (0.26)
小山未紗※ 6	東京都品川区	4,100 (4,100)	0.25 (0.25)
坪井優朋※ 6	東京都品川区	4,100 (4,100)	0.25 (0.25)
小原良太郎※ 6	東京都世田谷区	3,860 (1,960)	0.23 (0.12)
芦田里江※ 5, 6	東京都世田谷区	3,600 (3,600)	0.22 (0.22)
石橋竜樹※ 6	東京都品川区	3,400 (3,400)	0.21 (0.21)
田中大介※ 7	沖縄県浦添市	3,400 (3,400)	0.21 (0.21)
平田剛※ 6	千葉県浦安市	3,400 (3,400)	0.21 (0.21)
佐々木さやか※ 6	東京都品川区	3,100 (3,100)	0.19 (0.19)
岡村文奈※ 6	東京都世田谷区	3,100 (3,100)	0.19 (0.19)
仁木留美子※ 6	東京都新宿区	3,100 (3,100)	0.19 (0.19)
安尊彦※ 6	東京都品川区	3,100 (3,100)	0.19 (0.19)
信谷文恵※ 6	東京都品川区	3,100 (3,100)	0.19 (0.19)
下地啓之※ 7	沖縄県那覇市	3,100 (3,100)	0.19 (0.19)
金城明子※ 7	沖縄県豊見城市	3,100 (3,100)	0.19 (0.19)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
上江洲太志※7	沖縄県南城市	3,100 (3,100)	0.19 (0.19)
澁谷健志※7	沖縄県那覇市	3,100 (3,100)	0.19 (0.19)
その他53名		71,580 (67,880)	4.33 (4.10)
計	—	1,654,400 (214,900)	100.00 (12.99)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等(大株主上位10名) 2 特別利害関係者等(当社の代表取締役) 3 特別利害関係者等(当社の取締役) 4 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数を所有されている会社) 5 特別利害関係者等(当社子会社の取締役) 6 当社の従業員 7 当社子会社の従業員
2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2020年2月12日

アディッシュ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 幸毅 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 武男 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアディッシュ株式会社の2017年1月1日から2017年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アディッシュ株式会社及び連結子会社の2017年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年2月12日

アディッシュ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 幸毅 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 武男 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアディッシュ株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アディッシュ株式会社及び連結子会社の2018年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年2月12日

アディッシュ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 幸毅 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 武男 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアディッシュ株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2019年1月1日から2019年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アディッシュ株式会社及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年2月12日

アディッシュ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 幸毅 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 武男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアディッシュ株式会社の2017年1月1日から2017年12月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アディッシュ株式会社の2017年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年2月12日

アディッシュ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 幸毅 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 武男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアディッシュ株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アディッシュ株式会社の2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

